

午前 10 時 2 分 開議

議長（薮野 勤君） おはようございます。ただいまから平成 10 年第 4 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 7 番 東 重弘君、8 番 松原義樹君の両君を指名いたします。

次に、前回の議事を継続し、日程第 2、議案第 7 号 泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。質疑はありますか。———和気君。

13 番（和気 豊君） 昨日の答弁、すべてあれでいいわけですね。あと補足するところとか答弁漏れの部分はありませんね。ないですね。

それでは、きのうのやりとりの中でも明らかになりましたように、確かに 2,800 万何がし、11 年度ではその 5 分の 4、これが市の持ち出しになる。単年度ではそうでもないけれども、65 歳の人を 5 年間面倒を見ていかなければならない。そういうことになりますと、2 億を超える新たな——5 分の 4 になりますと 1 億 6,000 万ほどになるわけですがけれども、それほどのお金が必要になってくると、こういうことで、市が当然単独でやれないので、しかしこれからの高齢化社会に向けて、その分は何とか大阪府が実施している 31 施策、これに乗っかって進めていきたいと、こういうふうにお答えになったと思うんですね。それが昨日の論議の到達点であったと、こういうふうと思うんです。

そういうことを前提にして聞いていきたいと思うんですが、この 31 施策ですね。この一覧表を資料としていただいているんですが、このうち新たに 11 年度から、いわゆる 2,800 万掛ける 5 分の 4 の負担分をこれに回すと。この事業はこのうちのどれになるんでしょうか。そして、その財源ですね。これはいかほどになるのか。大阪府は初年度負担とこの制度完成時の負担について、合わせて並列して額を書いておりますけれど、その辺はどうなるのか、これについてお示しをいただきたい。2,800 万掛ける 5 分の 4、2,300 万近いお金が新たな事業展開をする上に必要なんだ、

こういうことであるのかどうか、その辺をお示しをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） おはようございます。そうしましたら、大阪府が提案しております31項目の事業について、今後市がどういった形で事業を展開していくか、これについて具体的なところを説明さしていただきたいと思います。

今回の老人医療の見直しにつきまして、それとかわる形で31項目の事業が大阪府の方から新たな事業展開、あるいはまた現在実施しているものの事業の拡充といった形で示されております。

そして、その中で我々この事業を市の事業で実際に行っている事業もでございます。その辺と比較しまして見ますと、現に泉南市が形を変えた形で実施してるものもでございますけれども、それも含めると約13項目ほどでございます。そして、あとこの事業の中に大阪府とともに実施している事業もありまして、そういう形で現在実施しているのが現状です。

具体的に言いますと、これは保健センターの方でやってるんですけども、健やかドックという事業なんかもございます。これは現在大阪府と一緒に……（和気 豊君「全部はええ。特徴的なやつだけ言うてくれたらいい。時間の関係があるから」と呼ぶ）それと、あとは脳卒中の地域ケア事業、これも大阪府の、これは保健所と同じような形で、これも現在も実施しております。そして、あと今後も新たに展開していこうと考えておりますのが、今までの質問の答弁にもお答えさしていただきましたけれども、在宅の給食サービス事業でありますとか、そういったものについては今後新たに展開していくというところを考えております。

それと、あと実施中のものとしましては訪問入浴サービス、これは先ほど言いました違った形で展開してるというところなんです。これは社会福祉協議会の方でやってるんですけども、そういった形で市としては展開していく、そういうふうに考えております。それと、あと今後24時間のホームヘルプサービス事業でありますとか、そういうのについては今後また拡充という形で検討していきたいと、こういうふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） できるだけ議事に協力していこうと、いわゆる付託議案ですから、そういうふうに思って質問してるんですが、だから質問項

目も1個だけではなくて、2個、3個にわたっておりますから、その辺聞き取りにくいかもしれませんけれど、ちゃんと質問に答えてください。

市で既に平成10年からこの事業が始まっているわけですから、その中でこれから新たに2,800万に見合う、その掛ける5分の4に見合う新たな11年度展開、これは幾らになって、その財源はいかばかりになるのかと、こういうことも聞いておるわけですから、これが主要な設問ですから、その辺を抜けて答えられると、再度こういう形で答弁を求めなければならないので、その辺きっちり答えてください。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今後の事業の展開でございますけれども、まだ現在数字的に例えばこの事業がこれぐらい将来的に必要になると、そういったところまで具体的に数字を出しておりません。ただ、今後の施策を展開する方向性として、例えば先ほど申しました給食サービス事業でありますとか、そういったところを今後進めていきたいと、こういうことでございますので、御理解のほどお願いします。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） もう既にこの制度は10年度から、31を含めた54施策については既に10年度から実施されてるわけですね。阪南市なんかは、この中の新規事業は31あるわけですが、そのうちの7項目は既に実施している。新たな事業展開になると、あとの24項目ということになるわけですが、そういう点でね。それで、この新規事業もよく見てみますと、31のうち当初予算は計上されておりますけれども、並列して書かれてる制度完成時では未定というのが、その31のうち11あるんですね。初年度は予算をつけているけれども、これからこれを継続し続けていくかどうかというのについては、確定するかどうかについては検討するというのが、このうち6つあるんです。

それから、市町村の負担なしで大阪府が独自にやられる、これがこの新規のうち12あるんです。そしたら市が確実にかかわっていく分というのは、このうち8つしかないんですよ、新規ではね。これをずっと市町村負担分を計算して、大阪府下には44市町ありますから、仮に44で割る。泉南市の人口でいきますと、人口的には100以上で割れるわけですが、44の市町があるということで44で機械的に割りますと、これ700万

ぐらいにしかならへんわけですよ、新たにこの事業を展開しても。

そやから、新たな事業展開をやる財源にしては本当に、幾ら収税率が悪い泉南市でもそう大きな負担にはならない。併用してもいけるような新規施策なんですよ、これ。何か新規施策するのに金がかかると。それもあるから、そしてこの中にまだありますよ。先ほど言うた保健事業でやるような、健やか人間ドックなんか保健事業で既に展開してるんです。それから、介護保険、この中でやらなあかん。まあいえば今答弁されたように泉南市でやってない。他市ではやってるけれども、泉南市ではおくれてる。給食配膳サービス事業ぐらいですね、真新しいところは。それにすりかえて、財源がここかしこにも要るからこの施策を継続することはできないんだと、こういう理由はいささかもない。

すりかえるんだったらもっと——すりかえると言ったらおかしいですが、ちゃんとこれだけの2,800万何がしの5分の4、これをすべてお年寄りのこれからの保健・医療・福祉につぎ込みたいんだ、それだけに変えていくんだと、こういうことであればですね。そういうふうを受け取ったんです。それで私、帰っているいろいろな角度から調べてみたら700万ぐらいの財源しか出てけえへんわけです、丸々全部やってもね。これはあとは大阪府が12やってくれるし、11は未定だし、そしてほとんどが新規というのは、大阪府で全体で100万ぐらいしか予算ついてない。これから検討していくというやつです。これは余りにも答弁としては不親切な答弁と違いませんか。

それから、お金が要る要るということで、こっち側へ移すんやと。そんな移すというふうな、丸々移すというふうな話と違いますがな、これ。大阪府もそうですよ。こんな財政負担が多いときに、財政が大変なときに、その1つの泉南市でいえば行財政改革のためにこの事業を打ち切るんだと、大阪府はそう言うてるんです。その金を新たなところに回すという話と違うんです。介護保険は別ですよ。これは新たに財源確保せないけませんよ。この中へ組み込んだらいいけませんよ。2億9,000万何がし、これは別途に確保してもらわないかん。今は老人医療にのみ限って、これの負担分を回す事業に一体どれぐらい要るのか。700万しかない。これでは泉南市、余りにもすりかえに過ぎますよ。きっちりと700万ぐらいの事業は追加すると、併用すると。お年寄りのために。これから人口がふえるわけです

から、700万ふえてもどうですか、お年寄りの人口の伸びにすれば大したことはないじゃないですか。

私はそういうことを強く申し述べて、質問はこれで終わりたいと思います。

議長（藪野 勤君） 他に質疑ございませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） 基本的なことで若干聞いておきたいと思いますが、問題は今回の老人医療の高齢者の引き上げは、大阪府の考え方は財政的に非常に緊迫していると、こういうことが原理原則だと思うんですね。

話は横に変わるかもわかりませんが、私は大阪府の姿勢そのものが一体何を考えてるのかなという疑問を持ちます。例えば、現在日本の経済は非常に不況に陥っておりますし、中小零細企業はいろいろ倒産もしているわけでありますが、そういう日本経済の弱者いじめのような形に大阪府も転換をしてきたと。バブルがはじけて、結局地方財政も国家の財政も非常に緊迫してきたと。問題は中小企業いじめのようなことを大阪府がやってるんじゃないかと、私はそう思うんです。

例えば、この近隣にいたしましても、次元が違うかもわからないけれど、中身ということについて考えれば、泉佐野市なんかのあのコスモポリス構想なんかの金は、これ全部税金なんですよ。そういうことについての反省は一つもしないで、出すところにはどっと際限なく出して、いざ年寄りとか高齢者とかいうこういう施策を、いわゆる弱者いじめをするということは絶対に私は間違ってると思うんですよ。したがって、きのう市長の答弁にもありましたが、府下33の市長さんが大阪府にも一定の抗議をしたとかおっしゃるけれども、やっぱり弱肉強食ということではなくて、もっとこういうところに大阪府政の重点を置くべきではないだろうかというふうに私は思うんですね。

例えば、国においてもそうでしょう。泉南市の超過負担なんかどれぐらいあるんですか。私の試算では億単位だと思うんですよ。本来超過負担というのは国の責任なんですよ。そういうことも含めれば、地方自治体をいじめてるのは国であり大阪府であり、またこういう景気の悪いときに、しかも少子・高齢化という時代に入って、大阪府が何でこういう中途半端な弱者いじめをするのか、地方自治体いじめをするのか。このことについてのまず基本的な見解からお伺いをいたしたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 大阪府はいろんな形で財政危機ということで見直しをされてるわけなんです、これもそうですし、それから財政再建プログラムもそうでございます。したがって、その内容というのは、財プロは10年を見通した計画でございますけども、我々市長会で説明を受けても、なかなか将来に明るい展望というのが描かれてないと、とにかくカット、カットばかりの内容になっているということで、これはすべての市長がそういう思いで激しく抗議もいたしました。

それは一応懇話会という形で、今一定の前進を見たんですけれども、もとは確かに地方財政が悪いということなんです、特に最近大都市圏皆同じような傾向になってるわけですね。東京都、神奈川県、愛知県、大阪府もそうですけども、ですからこれはたくさん府税なり集めて国へ行って、返ってくるのが非常に少ないという根本的なところを解決しないと、なかなかこれからの大都市圏の財政というのはもたないということで、知事にも我々市長会から提案しまして、制度改革を訴えていきましょうよと。知事を先頭に国へ、あるいは国会議員へ陳情してくださいと。そうすれば、我々全市長と一緒に後押しをしていきますよということを申し上げているわけであります。

この前、知事もそういうことを受けて国の方に行かれまして、市長会の代表の方も一緒について陳情に行ったわけなんですけれども、ですから、今後はそういう大都市圏の連合体としてこの運動を広めていかないと、今の制度の中で大阪府は大阪府で幾ら努力してもなかなか明るい展望というのは見出せないというふうに思っております。

したがって、もちろん弱者に対する切り捨てという非常に大きな問題もございます。それはそれで府に対して見直しも働きかけていかなければいけませんけれども、本来は制度的なもののもう一度見直しということにも取り組んでいく必要があるのではないかとというふうに私ども思っております。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 細かい具体的な点は、民生常任委員会に付託をするということでございますので、私の方は2人とも民生常任委員会に入っておりませんので、若干基本的な先ほど申し上げましたような事柄について

お伺いをしたいと思うんですが、ただ問題は大阪府の姿勢なんですよね。例えば、高等学校の授業料にしたって一遍に10倍上げるとか9倍上げるとかって、いまだに決まってないようですけども、1つはこういう姿勢。今御提案されている老人向けの医療費の切り捨ての問題ですね。これは、もう現在の知事や大阪府の幹部は何を考えているのかなと。そもそもこの制度というのはどの知事のときに、私ちょっと調べてませんのでわかりませんが、何年ころにこの今やられてるような制度は設けられたのかですね。そちらの方でわかっておれば、どの知事の時代に出してきたのか、1点お伺いをいたしたいと思うんです。

細かいことでちょっと申しわけないですが、先ほど和気議員の質問に谷健康福祉部長ですか、名前だけは健康で、市民の方は寒さいっぱい福祉ではないかなとも、まあ嫌みですけども、思います。健康にして福祉部長さんに1つお伺いをしたいんですが、大阪府の31項目、新しい行政指導があるんだと、こういうことをおっしゃるんですが、この今御提案なされている内容等も、例えば今市長が御答弁なさったように、33市一律にこういう試案でどうですかという行政指導があったのかどうか。いやいやそうではないと、これは市独自の一定の考え方というものに基づいて、将来展望も含めて一定の制度化していくのかと、これはどないですか。

それと、きのうの御質問にも御答弁があったようでございますが、対象者はとりあえず11年度で300人程度と、こうおっしゃるんですが、じゃ将来の推計については、例えば12、13、14とか、3年度か5年度計画の中では65歳以上の老人はどういう推移になっていくのか、わかっておれば御答弁をいただきたい。

議長（薮野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 島原議員御質問の、3点ほどあったと思うんですけども、それについて御答弁申し上げます。

まず、この大阪府の老人医療助成制度、いつごろ、あるいは知事がだれのとときにこの制度ができたのかという御質問だったと思います。この制度は昭和47年に実は大阪府の方で助成制度として創設されております。ただ、知事の名前はちょっと記憶ないんですけども、申しわけございません。この老人医療助成制度につきましては、47年に大阪府が国より1年ほど先行してこの制度が創設されているということでございます。

それと、あと今度市がこの31項目、こういった形を府が提案されて、今後要するに府からこういうふうにしなさいとかいったことがあったのかということですが、大阪府が老人医療助成制度を見直しするときに、当然医療制度については厳しくなっていくと。そして、そのほかに今回の改正の基本的な考え方、これは大阪府の方が言ってるんですけども、やはり受益と負担のバランス、あるいは世代間の公平性とか、そういったところを総合的に勘案しながら今後本格的な少子・高齢化が進む中で検討を加えたものであるというふうに言われております。

そういった中で大阪府は、今後の保健・医療・福祉施策の関連事業という形で示してきたものでございます。ただ、各市当然現在実施されてる事業なんかもございますし、また今年度または将来的に新たに事業を展開していかなければならない事業もあると思います。ですから、その辺は当然市の独自の考え方で将来的にこの事業が展開されていくと、こういうふうに考えております。ただ、泉南市としましても示されている31項目を基本に今後事業を展開していきたいと、そういうふうに思っております。

それと、対象者の御質問だったと思うんですけども、対象者につきましてはきのう御答弁させていただきました。これは平成10年の4月の年間の平均受給対象者数、それをこっちで見込みまして、そして積算しております。そして、見込み数を出したわけですけども、きのう答弁させていただきました。平成11年度には約300人程度対象者が減ってくると、そしてその翌年には約680人ほど、そして平成13年には1,100人という形で減っていくというふうな、これはあくまでも試算ですので、そういう形で推移していくのではないかと、そういうふうに思っています。

以上です。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） この現在御提案なされてる大阪府の負担分と各市の負担分ですね。この方程式というのは、33市大体同じような形の方程式で積算をしていくと、こういうことになってるのか。本市だけ、例えば府が5分の4、市が5分の1というきのうからの議論もありましたし、きょうもそういう言い方をしてるんですけど、この5分の4、5分の1という負担率は、大阪府下全体がそれぞれそういうことになってるのか、本市だけの独特の方程式なのか、御答弁をいただきたい。

議長（薮野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 従来の大阪府のこの医療助成制度の補助率でございますけれども、大阪府——これは大阪市を除くですけれども、この5分の4、これは補助率というのは変わっておりません。そして、今後も当然その対象者が減ってくる中で、大阪府の助成制度が厳しくなってくるんですけども、その中の補助率というのは変わりません。ですから5分の4のまま推移していくと。

そして、あと大阪市につきましては、ちょっと大阪市は格別でございますして、従来5分の3という形で大阪府の方からこの医療費の助成を受けていたと、あとのほかの市については5分の4、8割補助であったと、こういうことでございます。

議長（薮野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう意見にかえておきますが、民生常任委員会は特に頭脳明快な方々ばかりでございますので、ここに付託された以上はそこで慎重審議がなされると思うんですが、ただ申し上げましたように、どうもこの施策そのものは高齢者からいうならば、あるいは将来の市民生活においてもやっぱり問題の出ることが多いと思うんですが、姿勢は何といても私は大阪府の老人に対するいじめであり、高齢者に対する冷たい施策の一環ではないかなと思います。

問題は、本市として、33市がこういう方程式でやるにしても、市の持ち出しなりということについては一考を要してほしいなあ、そういう希望意見だけを述べまして、質問を終わります。

以上です。

議長（薮野 勤君） 他にございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、所管の民生常任委員会に付託いたします。

次に、日程第3、議案第8号 泉南市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔 議案書朗読 〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第8号、泉南市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。議案書の35ページでございます。

提案理由でございますが、平成10年5月20日付政令第176号で農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことにより、選挙による委員の定数を改正し、また当該定数の改選に伴い、農業委員会等に関する法律第19条の2第10項の規定に基づき部会を廃止する必要から、本条例を提案するものでございます。

改正の内容でございますが、農地面積2,000ヘクタール以下、定数25名以下を、農地面積1,300ヘクタール以下、定数20人以下に改正されたため、選挙による委員の定数21人を19人に改正するものでございます。

この条例は、次の農業委員会の委員の一般選挙から施行しようとするものでございます。

なお、選挙による委員19名、選任による委員7名、この内訳は議会より推薦の学識経験者5名、農業協同組合、農業共済組合より各1名で、合計26名となるものでございます。また、選挙による委員数が20人以下となるため、農地・農政部会を廃止するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。どうかよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

2番（小山広明君） 農業委員会の役割は至って重要な役割でありますし、私権という自分の土地を個人で農地に限っては売買もできない、用途変更もできないという基本的な性格を持つと思うんですね。そういう点で農業委員会の許可なり同意がなければ、私有財産が移転できない、動かせないという、そういうことがあるわけなんです。そういう中でこの農業委員会の役目というのは、至って国民的というか社会的に大きな使命を持った立場だと思うんですね。

しかし、実態的にはどうかというと、違法状態を追認するような機関に

も私は実質なっと思うんですね。始末書が大変多いんですね、これは。実際は農業委員会の許可を受けるまでにやっはいかんことが先に行われておって、極端になると何代もたってからその土地の名義を変えないかんようになって、農業委員会にかかるといようなこともまま例があります。

農業委員会というのは公選制になって選挙で行われるわけなんです、実質的にはその選挙が行われた経過というのが今まであるのかどうかですね。僕はほとんどないと思うんですが、なぜそういう公選という制度が機能しておらないのかという、その辺の問題をどのように提案者としては考えておるのか。

でない、こういうように定数を削減すると。これは議会の定数であれば市民なり議会の議論をしてするんですが、政令という形で減らされていくと。いわゆる農業者、農地そのものが僕は形骸化するというんか軽視されてると思うんですね、この問題は。そこで決まってしまうと、ここで議論して、いやそれは農業問題上問題だと言ってもし否決しても、法律に抵触するということで、その否決そのものが違法だということで、かなり我々の判断は拘束されてしまうわけなんです、そういう点でこの農業委員会の機能、または持っている役目について、私はこのままではだめだと思うんですね。そういう点では、やはりどういう制度改革、どういう提言を、やっぱり市長としても先ほどの大阪府の財政問題で制度改革が必要だと言われるのは、それだけじゃなしにこの面についても私は制度改革が必要だと思うんですが、どのような認識を持っておられるのか、まずお答えをいただきたいと思います。

議長（薮野 勤君） 山本農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山本知良君） 小山議員の質問でございますが、私、9年4月から局長をさせていただいておりますが、僕の記憶では今まで農業委員の選挙はなかったと思います。

先ほど農業委員会の許可制度の問題でございますが、この12月定例会の委員の意見でもございましたが、今議員御指摘のとおり始末書関係が多いという中の今後の事務処理について、農業委員会の委員会定例会としても、今後どのように処理するかという検討の議題になっておりますので、今後委員会の方で何らかの事務処理をしたいと思っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 農業委員会については別途法律がありまして、市長権限の外側でございます。泉南市の場合、農地がまだ非常に多うございますし、調整区域も当然多いわけでございます。ですから、その役割というのは非常に大きいというふうに思っております。

特に最近、調整区域のあり方という問題については、当然行政としては都市計画法によっていろんな課題も出てきておりますので、やはり意思の疎通を十分図りながら当然適正な運営をしていただかなければいけないんですが、一方では都市計画との絡みもございますから、今後とも私どもと、それから農業委員会と、先ほど局長が言いましたけども、問題がないというわけではないというふうにも聞いておりますので、このあたりどう対応するかというのは十分協議もしていきたいなというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長の認識、今の答弁を聞く限り、それが本当とすれば全く私は認識してないに等しい答弁だと思うんですね。問題があるということを知っていると。私も農業委員2回やらせていただきましたが、本当にあなたが言うように適正な運用がされておらない面もあるという、ほんとに運用をきちっとしたらね——適正に運用されてない面もあるというような、じゃ逆にしておるといいますか。だけど、始末書ですからね。

議長（藪野 勤君） 発言者に申し上げます。言葉に気をつけて発言をしていただきたいと思います。

2番（小山広明君） 私が農業委員を2回やらせていただいた限りでは、適正に運用されてるといえるようには思っておりません。実際上ね。だから、適正に運用しようと思ったらとまりますよ、農業委員会。既に行為は先に行っちゃつとるわけですからね。それをなぜ適正にやれないかという背景があるからできないんですよ、これは。それは事務局がよく知つとると思う。だから、そういう議会から行って法的におかしいんじゃないかという発言をしたらとまってしまいうんですよ。それは事情、全体がわからないから言うという面もありますし、やはり適正にせないかんという部分もありますからね。

ほんとに今さっき私が冒頭に言いましたように、農地に限っては食糧自給率、国民の食糧を安定して供給するということでかなり制限をされとる

と。一般の宅地とか工場用地とか山とか、そういうこととは違ってですね。それはしかし、実際は先に動くんですよ。農地を宅地にすることでも基本的には違法なんですね。ちゃんと許可を受けないと。それを許可しないということが言えないんですよ。個人の生活権なり生活する部分がある。そら市長は十分、市長をやっておられたら農業委員会の農地転用の問題、農地のそういう用途変更の問題がいかにかちっと適正にやれないかということをして市長はそれ掌握してませんか。

あなたは一方で都市計画という課題があって、農地を都市計画上ほかの用途に変えないかという課題もあるでしょう。だから、そうなってきたら農業委員会が機能できない社会的状況にある。そういう中で農業委員会が、心の中ではこれはおかしいなと思っても、それを追認してしまう。追認することによってそれは合法になるんですけどね。しかし、実際は違法状態が先に進んだらんです。こんなことを始末書を書いて本来は済ませられるべき問題じゃないでしょう。法律というのは。法律を無視してやっとなるわけですから。しかし、それがやはりそういう土地所有者に課せられないという背景があるということをやちゃんとクリアしてあげないと、農業委員会そのものも機能しない。

それから、私の質問には答えてないんですが、公選、選挙が一度もない。それに等しいでしょう。過去にほんとに昔あったかもわかりませんが、なぜ選挙という制度が制度上保障されとって選挙にならないかということですか。これは何も評価すべき問題でないでしょう。選挙を通して有権者がそれを選んでいくということの中で選挙制度があるんじゃないですか。それが選挙が一回もないというのは、まさしくこの農業委員会というのは精神が機能できない状況にある。これは重大な問題ですよ。

あなたはまだ農地がどんどんありますと言うけど、あるという状態より、どんどんなくなっている状態でしょう、泉南市としては。どこと比べてあなたは多いと言っとるんか知りませんが、毎日あなたが通勤で通う農地がどんどんつぶれとるといっているのを見とるはずですよ。

そういうことでやはり、そういう中で農業委員の数が21から19に減るといふことの減らし方も、私はさっき問題点として言いましたけども、そういう点で制度改革なり、本当に食糧を守るということによって農業者に特別な不自由を与えるような制度について何をしなければならないのかという

ことは、政治家としてね。そら農業委員会はあなたの権限外でしょうけども、あなたがこうして農業委員という一番重要な議会に当たる人数を減らす提案しとるわけですから、農業問題についての政治家としてのこうしなければならぬという政策論というんか、政治家としての政策論を我々にも訴え、市民にも訴え、そのことをやっぱり行動として、制度改革が必要であれば制度改革する国に対して、それこそ知事と一緒にあって迫るべきじゃないですか。それも公約的にいつまでにこういう具体的な制度改革を私はするんだというようなことをここで公約をして、そして1つ1つ責任をとっていくという、そういう議会の議論にしていけないといけないんじゃないですか。

だから、私が先ほどのそういう質問をしとるわけですから、もっと私の真意を酌んで、やはり政治家としての答弁、実態に合った答弁、市長の発言の下地は事務局が答えとるわけですから、ちゃんとその点で御発言というんか、考えを言ってください。

大変問題ですよ、農業委員会というのはこれからね、機能できないんですから。農業委員会というのは毎月寄っとるんですよ。議会は年に4回しかないけども、農業委員会というのは毎月寄って議論しとるんですけども、実質的議論ができないんですわ。そういうことをやっぱりよく実態を把握して、制度改革が必要であればちゃんとしたことは言ってください。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 農業委員会の業務については、農業委員会は適正に運営をしていただいております。あなたはそれを否定されるようなことを言われますが、そういうことはございません。

それから、都市計画のかかわり方、あるいは農業のあり方でございますが、泉南市農業は非常に活発でございます。何が今泉南市の名産か御存じだというふうに思いますが、特に泉南の農業は、もちろん裏作はタマネギ主体でございますけれども、フキ、それから里芋ですね。それからもちろん花、切り花、こういうものが全国的に有名でございます。ですから、そういうことを主体に、行政として農家あるいは農業の振興ということについて、いち早く認定農家制度も導入しまして、府下でも有数の認定農家の方がいらっしゃいますよ。それで農業を守って、また後世に伝えていこうという努力をされておられます。

そして、土地利用的には当然調整区域主体になると思います。市街化区域にも農地がありますけれど、これはやはり法的に言いますと都市計画法の方が上になってくるわけでありますから、ある意味では転用というものも当然あるかというふうに思いますが、調整区域も相当ございますから、その中の調整区域もすべて農業振興地域に入っておりますし、一部農業の大変盛んなところは農用地指定もやっておりますから、そういう形で泉南市の農業を守ってやっておられるわけですから、我々の方はこの前の市街化区域の農地の問題のときも、生産緑地法によって一定の農家の皆さんと協議をしながら、その生産緑地の指定もやっておるわけでありますから、そういう意味で都市計画とのかかわりは非常に強うございます。

ですから、一方では都市整備をやらなければいけませんし、一方では農業振興もしなければいけないということで、その二面から行政を進めております。

泉南市の農業は、この間もありましたように、いろんな品種登録をされておられる方もおられますし、今回、「のびすぎでんねん」という名前のフキも十分栽培もされておられるし、大阪府下でも有数の農業の振興の地域だというふうに確信をいたしております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 議長もこの議論を聞いていただいて、私の質問には全然答えてないんですよ。私は制度的に問題があるんじゃないかと。あなたは問題ないという認識で答弁されてるんですか。私は何も泉南の農産物の一番が何かを、そんなことを私は一回も聞いたことないんで、どんどん農地がね、あなたも通勤途中で農地がつぶれておることを見ておるでしょうと言っとるんですよ。何も私はフキが、里芋がという話はしてない。そら努力は農業の方していらっしゃいます。もう1つは選挙が全然ないということについての私の考えを言っとるんです。あなたは全然答えてないんです。

それで何回も質疑するからと言われても困るんでね。ちゃんと私の言った制度的に問題があるんじゃないかと。建前的には僕が農業委員会がきちっと機能してないと言ったら、それは農業委員会に対して失礼だという、それは建前論ではわかりますよ。ほんとに農業委員会が機能しとると思ってるんだったらね。機能するべきだと——機能するべき問題じゃないです

よ。実際上ですね。だから始末書がほとんど出とるのなんかは、それは法的におかしいでしょう。そのときはとめれるんですよ。しかし、とめたらどうということが起こるかという後のリアクションが大きいからとめれないんですよ、それは。どんな法律でも許可を受けるまでに先に執行したら、始末書で済むようなものありますか、基本的には。それも1年や2年じゃないんですよ。代がかわってまでさかのぼっての始末書かてありますよ、そら。

それは農業委員会を一概に責められない、そういうことを言っとるんですよ。何も農業委員会を否定しとるわけでも何でもなし。十分農業委員会が国民の食糧を守るという点で機能するためには、農業者が本当に経営的にも後継者的にも、産業として工業社会と同じように後継者もどんどんどでき、そういう状況ですか。それは特異的にそういう一番であるというのはあるでしょう。それは社会情勢的には個人の努力に負うところが多いんじゃないですか。その方が次の時代、新しい後継ぎが安心してできるという状況にありますか。そういうフキをつくっとる、里芋をつくっとる。里芋づくりがどういう状態であるかということも、農家の方と話したら絶対将来に希望を持つ方は少ないですよ、そら。

だから今、農業が置かれてる問題が総体的に、本当に若者が青年になって農業に従事するというのは、最近はリストラとかいろんなことで今までよりは農家に青年が帰ってくるという状態は新聞、ニュースでありますよ。ニュースですよ。しかし、総体的にはああいうしんどい、状況はですね。

だから、そういう点では、やっぱり農業委員会がそういう農業が本当に若者に希望のあるようなものが一方できちとないと農業委員会としても機能しないと。また、そういう状況の中で今の農業委員会は十分に機能してないということ、私も農業委員をやりながら感じておりますからね。あなたはそんなことありませんと言うけど、ありませんて、私になって感じとると言っとるんだから、別にそれは否定することないんで、そういう中で制度改革が必要であればですね。この問題は大きな問題ですよ。だから、もう少し私の質問にまともに答えてくださいよ。わざわざはぐらかしとるんですか。そんなことないでしょう。どうぞ。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 農業委員会に対する考え方といいますか、感じ方とい

う話がありましたけれども、私は農業委員会は正常に機能していただいとるというふうに感じております。あなたの感じ方とは違います。

それから、公選になっておりますけれども、いつもいわゆる無投票ということがございますけれども、これは制度として公選制になってるわけありますから、その立候補者が非常に少ないということについては現実あるかとは思いますが、立候補者が多数あれば当然選挙をするわけがございますから、これは制度として公選制をしいてるということでいいのではないかというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 最後にしときますけれども、1回、2回無投票というのであれば、我々の選挙も含めてそれはあり得ることでしょう。しかし、やはりずっと無投票であるということは、そうなる背景があるわけですから、何かそこらに私はしいた制度上からも問題があると見なければならぬのではないかなと思いますよ。

だから、それはやはり選挙ということが民主主義社会の基本ですからね。それが制度はあっても選挙が行われぬというのは、どこかに選挙が行われぬ負の問題がやっぱり私はあると思うんですよ。そういうものを市長、普通に考えたらそう言えると思うんだけど、何か無投票でも制度は選挙だから、それは一切問題がないんだという答弁は、あなたも選ばれてそこに立つという政治家としては無投票がいいと考えとるのかわかりませんが、やはりあなたのためにも、我々のためにも選挙があるということは、人間大変大事ですよ。制度上は。

だから、それは制度があると同時に、選挙がなされることも同時にやっぱり努力をするという、お互いに政治家としても、選ばれる人間としても私はするべきだと思うんですよ。あなたはそういう農業委員会の委員定数をこうやって出してきとるわけですから、そういう点ではやっぱりもう少し、何か建前の正しくやっとするはずだとか、そういうことに終始しとると思うんですね。

人間がやっとすることで問題がないことはあり得ないわけですから、正しいことは言わんでも、問題があることはむしろ気を配って見ながら、改革し前進をしていくのが私は大事だと思うんです。あなたの発想だと全然前進はない。現状肯定、現状がいいんだと、そういうことに立ち切っとするよ

うに思うんでね。私は全然考え方が違うというよりも、もう少し市長は政治家として民主主義社会の社会のあり方として、やっぱり私は我々の意見を参考にさせていただきたいと思いますね。意見にしときます。

議長（薮野 勤君） 山本農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山本知良君） 小山議員の、始末書が多いという内容でございますが、実際、市街化区域内の既に農地でなくなっている土地の届け出が多い内容でございます。その内容につきましては、法以前にもう家が建って、今回銀行の融資とかそれを受けて建てかえる場合、どうしても謄本上田でございますので、宅地に変更せないかんということで届け出が出てまいります。その中の事務手続上、始末書という形で現在処理してる中身でございますが、その辺、先ほども答弁させていただいた中でございます。12月の定例会の中の農業委員さんからの指摘もありまして、今後その辺の内容について事務処理の方を検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（薮野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 意見だけにかえさせていただきますが、先ほどの質疑の中で、私も議会代表で農業委員会の委員として、うちの議会から5名ですかの皆さんと一緒に勉強さしてもらってるんですが、私は適正に処理されてるなあというふうに思います。2回の会議しかわかりませんけれども。その中にはいろいろ確かに問題というんか、将来の農政に対する、あるいは農業に対する問題等も、もっとこうあってほしいなあという願いはあります。

そこで、今は農業委員の定数の問題ですから、余り横にそれるような意見は省略したいと思います。問題は今日本の農業に問われてることは後継者づくりですね。それをどうするかということが一番の大きな課題ではないかというふうに思います。海外とのウルグアイラウンドの問題もありますけれども、問題は日本の農業を将来どう展望していくかと。若い人たちをどう育成していくかということが問われてると思います。したがって、そういう意味では私はこれは政令で、あるいは法令で決まったことですから、これをふやすというわけにはいかんですけれども、こういう農業委員の中にはやはり若い、将来農業を背負って立つという方々の選択肢も持つべきではないだろうか、そういう思いを申し上げまして、意見にかえて

おきます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 農業委員会の人数、構成にかかわる問題を別な場所で、これは法のあり方から来てるわけですがけれども、議会でいわば農業委員会独自の問題を、それと直接関係のない議会で論議をすると、こういう形そのものが今の農政のあり方そのものを象徴しているのではないかと、こういうふうに思うんですが、今の定数を減らすという問題も、やはり今の泉南の農業そのものが、日本の農業もあわせて外圧に必死になって耐えながら頑張っている。そこのところをどうしっかりと把握をし、それをどう今後守っていくかと。好むと好まざるとにかかわらず、国際的なウルグアイラウンドから来たWTOの協定、これを受け入れざるを得なかった日本の国の方針ですね。これから大変な状況が来ている。

極端に言いますと、一方では4割近くも減反をさせられながら、どんどん外国からは米が入ってくる。米が余るから減反だと言いながら外国から米が入ってくる。それも今年度は、大体日本で食する米というのは1,000万トンなんですけど、そのうちの76万トンが1998年には外国から入ってくる。そして、99年からはもう完全自由化になってしまうと、こういう状況で、一番安心してつくれる作物である米がこういうふうな状況になってきていると。こういうこととのかかわり合いでこの定数減も私は、極論ではありますけれども、見なければならぬのではないかと。この1つの国の農政のあり方からやはり来てるのではないかと。

本来であれば農業委員会というのは農地を守る番人の、これが本来の仕事ですから、それを減らすということは当然、いろいろ理由はあるにしても、やはり監視力は弱まるということにつながっていくわけですから、しかし、農地がどんどん減ってくるという、そういう状況の中でやむを得ざる部門もあるというふうに思います。

ただ、これは農業委員会の主体的な問題ですから、農業委員会独自がこの21名から19名に公選制の委員を減らすということについて、どういう判断をされているのか。その辺は、我々この主体者をやはり尊重して結論を出していかなければならないというふうに思いますので、その辺の論議が農業委員会でされ、農業委員会で既に結論等が出ているということで

あれば、少しお示しをいただきたいな、こういうふうに思います。

議長（薮野 勤君） 山本農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（山本知良君） 和気議員の質問にお答えします。

先ほど議案の説明にもございましたが、この政令は平成10年5月20日に公布、施行されております。したがって、この議案を8月定例会で農業委員会に付議さしていただいております。その中で全員一致で、19名でやむを得ないという結論に達しております。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 既に主体者の側でいろいろ論議が展開されて、結論を出されているということです。非常に今の農業、国の農政ですね、アメリカのそういう米の輸入攻勢に耐えられずに、また開発の波の中でしっかりと農と緑を守っていくと、こういう立場に立ち切れない今の政府の貧弱な農政のあり方、これはほんとに問題にしなければならない。

そういう点で、泉南市の農家の皆さんは非常に、農業委員会を中心に團結されて頑張っておられるというふうに思います。ただ、法的な隘路から来る手続的な問題で、若干いろいろ問題視せざるを得ないというところがありますけれども、それも問題点として把握をしながら前へ進んでいる。そういうことで我々が泉南市農業をしっかりと支えて、いろんな作物をふやして頑張っているということ。これは事実であります。問題は農家のそういう努力をどう行政が受けとめて、行政がさらにそれをバックアップしていくか、こういうことが今必要ではないだろうか。

まさに、農家の経営の安定をどう図っていくか。外圧は非常に厳しいわけですから。そして国がそれを受け入れて、さらにそれを外圧として、いわゆる外圧の風をふやして泉南市の農業に襲いかかっているわけですから、ただ農家の単なる経営努力だけではなくて、あるいはいろいろ花卉組合、いろんな各種の組合をつくって共同しながら頑張っておられますけれども、しかしその頑張りを支える行政の努力というのが必要ではないだろうかというふうに思います。

これと関連いたしまして、こういう方向をいたずらに座視するだけではなくて、しっかりと本当に泉南の農業を守っていく、農業委員会が本当に監視の役割を果たしていくと、こういう立場での役割を支援するような市

の努力、これを一言市長からお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市の場合、行政と農業者の関係というのは、歴史的に非常に良好な関係にあると、基本的にそういうふうに思っております。私もそういう立場におったわけでございますけども。ですから、まず行政としてできることというのは、ハード面では基盤整備ですね。ため池とか用水路等々の整備という問題。それから、ソフト面では現在のいろんな作物のさらなる増進といいますか発展といいますか、新しい改良とかそういうこと。それから新しい農業、これからの農業にどう対応していくかという新規の農業という部分もあるかというふうに思います。

ソフト面については普及所とも一体となっているような改良もやっておりますし、今回フキもそうでございますけれども、これも極めて良好な関係にございまして、非常に熱心にタイアップをしております。新しい農業は、御承知のように岡中にありますような砂栽培とかああいう、あれは何でもできますから、バラでもイチゴでもレタスでも、今はチンゲンサイでもやっております。ですから、ああいう新しい農業が成功しておりますので、こういうこともやはり今後多くの皆さんにも活用していただくということも大切だというふうに思います。

いずれにいたしましても、農業者の皆さんの御意向を十分お聞きをした上で、行政として何ができるかということをも十分協議しながらやっていきたいというふうに思います。もう1つは都市計画上、調区と街区とありますけれども、そのあたりのきちっとした土地利用の基本的な考え方というのを十分今後とも守っていきたいというふうに思っております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第４、議案第９号 市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（薮野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第９号、市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その概要を御説明を申し上げます。議案書３９ページでございます。

提案理由でございますが、市営住宅敷地内における迷惑駐車や不法駐車 の解消を図り、もって良好な住環境の増進に資するため市営住宅駐車を設置するに当たり、地方自治法第２４４条の２第１項の規定に基づき、本条例を御提案するものでございます。

改正内容でございますが、市営住宅管理条例に駐車場の管理等について規定を整備するものでございまして、４１ページから４４ページにお示しをしているとおり改正をするものでございます。

なお、この条例は、公布の期日より施行しようとするものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（薮野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——成田君。

１４番（成田政彦君） それでは、お伺いしたいと思うんですけど、これは前畑市営住宅のことなんだと思うんですけど、何台駐車がこれで、市営住宅の中には何台であって、それ以外の市営の駐車場は何台か。それから、一般地域の市営住宅に市営の駐車場があるのか、お伺いしたいと思います。

それから、この２、５００円の値、根拠はどのように決められたのか。

それから、今度新たにできる市営駐車場の管理はどのようにされるのかをお伺いしたいと思います。

それから、これですべての鳴滝地域の駐車場は全部有料化になったのか、それもお伺いしたいと思います。

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、市営住宅の今回設置いたします駐車場の区画数でございますが、130区画でございます。すべて泉南市が所有いたします公営住宅の敷地内でございます。

それから、一般の駐車場があるのかということでございますが、一般の駐車場はございません。——言葉が足りません。一般と申しますと、いわゆる前畑、宮本以外の公営住宅に対する駐車場ということでございますが、それについてはございません。ただ、敷地を利用した形での車の車庫証明、これについては66戸と記憶いたしておりますが、許可を与えておるところでございます。

それから、使用料の件でございますが、2,500円ということで予定をしておるところでございます。新しい公営住宅法によりまして、駐車場は共同施設という形で位置づけをされましたので、公営住宅の共同施設の使用料という形で今回条例改正をお願いしておるところでございます。

それから、管理については当然管理主体は泉南市でございますが、管理の一部である事務については公共的団体に委託をするという予定をしておるところでございます。現在、予定をしている具体的な公共的団体と申しますのは、泉南市同和事業促進協議会でございます。

以上でございます。

〔成田政彦君「全部答えてないで。全部有料化になったのかと、まだ残るところあるのかと聞いてる」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 成田議員の質問に答えたいと思います。

まず、鳴滝地域におきます公営の駐車場につきましては、平成8年度6月に市営住宅駐車場として3地域の駐車場を有料化させていただきました。これにつきましては当議会で御承認をされたとおりでございます。今後につきましては、市営住宅のみの駐車条例という形でございますが、すべて駐車場につきましてはこれで有料化の方向に進んでいくというように考えております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） それでは、お伺いしたいと思うんですけど、130区画が今度有料化になり、ちょっとお答えがなかったんですけど、前回平

成 8 年の 6 月では管理については、76 台については今管理しとるんですけど、この 130 区画については新たにこれをまた管理することによって、この部分だけ市同促にまた管理をさせるのか、そして幾らの費用をするのか、そういうことは決まってるのか。

それと、使用料の 2,500 円ですけど、この根拠というのは 1 つお伺いしたいんですけど、鳴滝地域の近傍の公営住宅の駐車料金は幾らなのか。また、民間の駐車料金は今一体幾らなのか、その比較はされて決まったのか。

それから、例えば鳴滝の市営住宅の駐車場なんですけど、この根拠というのは新たに市営住宅の駐車場を整備して、その整備の費用から負担の額を決めたのか。1 台につき幾らぐらいの、2,500 円という値段を決めたのか、その点をもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 今回設置を予定しております駐車場につきましては、公営住宅の共同施設としての駐車場でございます、130 区画でございます。

それから、使用料 2,500 円の根拠ということでございますが、公営住宅法に基づきます共同施設の使用料、これについては近傍についての同様施設、これを基準にするということでございますので、泉南市事業部の場合は既に泉南市立駐車場条例がございまして、近傍の駐車場ということでございますので、料金の設定についてはそれを根拠といたしたところでございます。

それから、新たに管理事務を委託するわけでございますが、委託先については市立駐車場と同じ団体となるわけでございますが、新たな共同施設の事務委託ということになりますので、月額 25 万円の委託料を予定しておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14 番（成田政彦君） 近傍についての、たしか今山内部長は近傍の公営住宅の値段をちょっと明らかにしなかったんですけど、これはすぐ直近に府営住宅がありますわな。それから公団住宅があるし、民間の住宅、それをちょっと値段を明らかにせんと、この 2,500 円がどういう値段で決められたかと、ちょっと我々としてもわからないと思うんです。

それから、先ほど言われた130区画について25万円でしょう。ということは、130掛ける2,500だと、年間390万円ですな。私はこのことについてもうちょっと詳しくお伺いしたいんですけど、泉南一丘団地の公団住宅は現在1,444台の駐車場があります。それで35万ですわな。今25万ですけど、市同促に具体的に委託されるんですけど、この市同促で何人の人をこの清掃に雇って、具体的にどういう業務を依頼しとるのか。もう今既に15万で76台で月間15万円、これも中身を聞きたいんですけどね。どういうことを業務委託をしとるんですか。現在の76台には何人の委託人があって、清掃人ですね、何を委託しとるのか。それから、今回25万円ですからね、何を今度委託するのか。具体的にどういうことを委託するのかね。130台でしょう。うちは1,444台あるんですわ。それは後で明らかにするけど。ちょっとそれお伺いしたいんです。

副議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） この件につきましては、平成8年の6月に当議会で議論されたことでございますが、改めてということでございますので、若干議論の内容について御説明申し上げます。

まず、駐車場使用料の当時の決定の根拠でございますが、当該駐車場の今までの駐車場設置目的の趣旨及び市営住宅の家賃等を勘案して使用料を決定したもので、なお周辺における駐車料金につきましても、その当時御説明をいたしたところでございます。

まず、その月額でございますが、付近の私立の駐車場は5,000円から7,000円ございました。（成田政彦君「現在は」と呼ぶ）現在も物価上昇等がその当時からはございませんので、若干安くなっているというようにお聞きしております。それと、市営住宅前畑、府営住宅の件が出ましたが、その当時も現在も月額5,000円で自治会等に委託しているということで、大阪府自身では管理をいたしておりません。

それと、委託先につきましては、成田議員がおっしゃった泉南市同和事業促進協議会でございます。これの使用の条例の中に目的並びにそれに伴う委託の件はすべて管理条例の中にうたわしていただいておりますので、御参考にさせていただければありがたいと思います。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 成田君。

14番（成田政彦君） 前回の平成8年のときは家賃は1,050円でしょう。それで2,500円、駐車料金の方が高かったんだけど、今回家賃は上がって、そういうことはないと思うんですけど、公団はちょっと言うてないけど、公団は6,500円ですな。公団はたしか僕のところは6,500円だと思っんですけど、それでは2,500円の根拠はそんなことでは全然根拠になりませんわな。それで2,500円と決めたという根拠は何も出てこないでしょう。比較もされてないでしょう。ただ、言うだけで。

それからもう1つ、委託の問題で何一つ答えてないんじゃないですか。私は具体的に市同促にどんなことを委託しとるんだと。駐車場管理でしょう。いろいろあると違うの、駐車場の管理というのは。何を具体的に15万のね。今の15万は一体何を委託しとるんですか。具体的にどういうことをやっとるんですか。今度25万でしょう。だったら76台で15万、130台で25万、市同促に毎月合計40万委託しとるんですよ。この財政困難のとき。本来だったら市の財政困難のときにちゃんと……。私は言いますが、もう一遍教えてくださいよ。市同促は駐車場の管理で現在どういうことをやっとるんですか。係の人が何名おって、具体的にどういうことをやっとるんですか。

副議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、委託でございますが、まず人数につきましては1名雇用しているということを聞いております。次に、日常業務でございますが、朝よりすべての駐車場、3駐車場でございますが、その見回り、清掃、それと不法駐車を取り締まり、料金の徴収、これは料金を泉南市の会計の方へ全額入れていただくということの取り次ぎ等でございます。

副議長（奥和田好吉君） 成田君。

14番（成田政彦君） 76台の管理に朝から動いて、毎日不法駐車やってますと。僕あれ歩いたんですわ。どれだけ時間かかるの。一丘団地は1,444台あるんですわ。これは我々公団と自治会の交渉の中で公団が明らかにしました。清掃は週1回、保安全管理は週1回、駐車移転は3年に1回しかないから、それは転居のときしかないと、こういうことで1,444台に対する使用料、いわゆる管理に払われるお金はほぼ76台に匹敵する値段しか公団は払っていません。

20分の1しか管理してない駐車場に対して、ほぼ公団と同じ、1,444台の管理と全く同じ費用を出しとると。公団も管理しとるのはたった1人ですわ。我々が公団と交渉した中で1人。1人で1,444台の管理。そして週1回で成田さん、十分ですよと、そんな管理というのは。そんな毎日やること何もありませんと。清掃も週1回で十分。清掃が忙しいのは、こう言ってましたわ。団地内にごっつい木があるから、落ち葉が落ちた秋が一番忙しいんやと。鳴滝地域の公団というのは、あそこに木が山のようにあるわけじゃないし、清掃は何をするか私はようわかりませんが、こういう20分の1の駐車場を管理するのに15万円を払うと。今度は130だから10分の1かね。これに25万払うと。

私は、常識で到底、1人でこんなことね。130台ですから回るの何分で終わりますかな。恐らく10分も20分もかかりませんのと違う。公団は1,444台回るのに歩いて2時間で済みますわ。敷地の面積からいったら全く比較にならないんですけどね。なぜこういうね。私はっきり言ってむだですわ。15万も76台、今度は130台につき25万。この泉南市の赤字財政のときに、この25万計算したら、管理人に三百数十万全部消えていくんでしょ。本来だったら適正な管理が必要ですよ。鳴滝地域だったら公団の敷地の、台数も20分の1しかないから、数万円程度で常識ですわな。ましてや民間だったらこんなことあり得ないですわ。なぜこういうでたらめなことがやられるんですか。130区画で25万、10分の1しか駐車場がないのに、どこにこういう管理する根拠があるんですか。ましてや年間三百六十数万円も手当として払うと。今、泉南市は財政的に非常に困難ですよ。

結局15万で払って25万ですから、市の使用料として入るんじゃなくて、ほとんどそういう管理人の使用料としてお金が消えていくと。適正ならわかりますよ。その辺どうですか。清掃、あそこ76台で毎日回って、清掃毎日やるとるんですか。保全管理も毎日あるんですか。車庫移転なんて3年に1回ですわ。軽はないでしょう、車庫移転は。実際ないでしょう、そういうことは。答弁しなさいよ。そんなでたらめやってたらあかんで。

副議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） この件につきましては、先ほども申し上げましたように、平成8年の6月に御審議をしていただき決定していただいた

ものでございます。これについて再度御答弁という部分については差し控えさせていただきたいと思いますが、やはり3カ所の駐車場をきちっと管理していただくと。それまでは無料駐車場という形で運営しておりましたが、不法駐車等、多大の迷惑駐車等が発生いたしまして、皆様方に御審議をしていただき有料化をしたという移行でございますので、御理解を賜りたいと、このように考えております。

副議長（奥和田好吉君） 成田君。

14番（成田政彦君） 僕は平成8年の会議録持ってますわ。ここにはそんな委託業務の中身まで触れられてないんですよ、全然一切。管理委託することはわかって、ここには何も書かれてない。それから、迷惑駐車——そんなのうちなんか数百台ありますわ。鳴滝行ったら何台あるんですか。我々はそれを努力して、なおかつ駐車場をふやしてきたんですけどね。迷惑駐車なんて何でそんな管理まで市が責任持ちますか。市営駐車場の問題とは関係ないことでしょう。あなたそういうこと言ったけど、ここには何も書かれてないの。平成8年には。だから委託に伴ういわゆる業務内容を示しなさいよ、ちゃんと。おい、上林、ちょっと、公団も——上林助役さん、失礼しました。

副議長（奥和田好吉君） 質問者に申し上げます。言葉に気をつけるように。

14番（成田政彦君） はい、失礼しました。そうしたら、人権部長ですけど、いわゆる市同促に管理委託について業務委託の中身、週1回清掃しとるのか、清掃は何なのか、具体的なこと示しなさいよ、資料として。ちゃんと契約書あるはずや、これ。ちゃんと出しなさいよ。何をしとるのか。15万に値することやととるのかね。毎日そこに立ってやととるのか。納得できませんで、こんなの。

副議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 納得できないとおっしゃいますけども、平成8年の6月に御承認をしていただき、8年度決算、9年度予算、9年度決算、10年度予算についても議会で御承認をしていただいているということでございます。

それと今、市同促との契約につきましての契約書を提示せえということですが、これにつきましてはただいま資料を持っておりませんので、早急に資料を持ってまいりたいと、このように考えております。

副議長（奥和田好吉君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうしたら、25万の資料を持ってきてくださいよ。今回の25万の、市同促の130区画に伴う委託業務のをちゃんと持ってきなさいよ。

副議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 管理の事務の委託についてでございますが、今回市営住宅の共同施設としての駐車場、これについては予定をしておるところでございます、現在まだ契約の内容までの論議はしておりません。

副議長（奥和田好吉君） 成田君。

14番（成田政彦君） それならおかしいんと違いますか。それなら何で25万と決まってきたんですか、今度。そんならおかしいんと違うの。それなら25万の根拠何や。基準出しなさいよ、ちゃんとそうしたら。

副議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほども申しましたように、2,500円の根拠は、既に市立の駐車場の使用料は決まっております。これを根拠にいたしましての委託料の根拠ということでございます。

副議長（奥和田好吉君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうしましたらね、同じ市有地でありながら、今度泉南一丘団地には、駐車場ができること自体については私は賛成ですけど、しかし、その料金の設定について、今度公団と交渉の結果明らかになったんですけど、老人集会所の前に20台市有地、ここに駐車場が増設されます。このことについて値段の設定についてはどのようになつとるんだと私は聞きました。そうしましたら、市は土地は提供したけど、測量そのほか一切すべて公団、J Sという下請があるんですけど、負担させると。それと、老人集会所の移動がありますので、市の門扉まで公団にすべて負担させると。その金額はおよそ1,000万。その使用料金があなた方の6,500円に行きますと、こういうことを聞きました。

私は、あの老人集会所の土地は公団の土地ですわ。公団が無償で提供して市が建てたものですけど、土地は今度駐車場を市が無料で建てるんですけど、いわゆる老人集会所は市の建物ですわな。それを市民のために駐車場をつくるんですから、それを今度移転すると。駐車場を変更するために。それも市は一切負担しないと。まあ土地だけは無料で出しますけど、あと

一切公団にしてくださいと、こういうことを聞きましたんですわ。私は同じ駐車場でありながら、別に一丘団地だけ駐車場をつくることないですよ。岡田地区にもつくったらええし、各地域に市営駐車場を安く提供する、これは当然ですわな。走りで一丘団地に市の土地を提供して、市営駐車場に結果的にならなかつたんですけど、駐車料金についてはすべて住民負担の形で駐車料金を負担させると。そしたら別に公団の駐車場と同じですわ、これは。もし1,000万円の負担がなかったら駐車料金は当然安くなつたんですよ。

私は、そこに逆差別の現状があるんですよ。特定地域について安い駐車料金を設定し、管理委託、1,440台の一丘団地ではたった1人で週1回見回るだけ。それで十分やっていけるという回答です。駐車場の管理なんていうのは。それを今度130区画に25万円。何をするんですか、これ。25万円も出して。ましてや財政上の困難なときに、本来なら財政も困難だったら、週1回ぐらい、月1回ぐらいの安い、別に130台だったら10分の1ですからもっと管理のことは考えられるでしょう、そんなことは。それはどうですか、市長。それから、ちょっと25万円の根拠を出してくださいよ。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一丘のことばかり言わないでくださいね。一丘とこれとは全く別でございますからね。我々提案しておりますのは泉南市立の駐車場でございますから、一丘の場合は御承知のように土地は財産区の用地でございますして、建設、運営を住宅・都市整備公団、JSがその下を受けて、そこでやるということになっております。したがって、工費は出しておりません。民間でつくっていただいて運営をしていただくという、いわゆる民営でございます。

それから、管理の方は一丘のことをおっしゃいましたが、一丘は週1回というのは一般的に言う重点管理ですね。それと毎日管理と当然頻度が違うわけありますから、それと一緒に比較するというのは全くナンセンスでございます。

それから、市立の駐車場は収入をいただいて、当然管理支出をするわけなんですけど、一応黒字といいますか、そういう形で運営をするということになっております。

副議長（奥和田好吉君） 成田君。

14番（成田政彦君） 重点管理と言うなら、管理基準示してくださいよ。

重点管理の中身を具体的にどういうものか、示してくださいよ。

副議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 予定をいたしております業務の委託内容でございますが、4点ございまして、駐車場使用料の徴収などに関する業務、駐車場及びその附帯設備の維持管理に要する業務、不法・迷惑駐車対策に対して、それらの防止に関する業務、駐車場の使用申請等に関する事務処理の経由事務ということでございます。

副議長（奥和田好吉君） 成田君。

14番（成田政彦君） そらもう、いわゆる一丘団地の管理も同じこと言っ
とるんですわ。徴収、それから全部入っとるんですわ。それで、常識では
ちょっとね。1,440台の管理は重点管理と言われたので、今回130台
にしても常識的に考えて、公団よりあそこはもっと小さいし、清掃をやる
回数、それから保全管理から僕は全部見ましたから。比較ですわ。私は現
地を見ました。これは常識で考えて、1,444台と76台が同じ管理です
ることはまず必要ないです。はっきり言ってこれは必要ないです。こんな
のはむだです。はっきり言います。むだです。必要ないです。

それから、1人重点的に配置する必要もないです。76台に。はっきり
言います。これは比較して。僕は見ました。1,444台と鳴滝と歩いて。
そんな、必要ないぐらいですわ。それを必要だということで張りつけるこ
と自体に問題があるんです。毎日張りつけるんでなくて、もっと違う、省
力化することありますよ。76台だったら。15万というお金を払う対価、
具体的に言ったら今度130区画の業務に対して25万円の対価を払う必
要があるかという問題を僕は指摘しとるんですよ、具体的にそのことを。
そこにむだがあるということ。

もっと節約してその分は、高い——どこかの駐車場は1台2,000万も
かけて駐車場つくったんですから、もっともっと赤字を減らすために、使
用料は市に納めるとか、そういう観点で考えるべきと違いますか。ますま
す他地域の格差を広げるだけで。そら一丘の公団駐車場、僕はもっと安く
してほしいですよ。当たり前ですよ。市営住宅つくってほしいですよ。泉
南市内に市営住宅欲しいですよ、安いのが。こんな常識ですわ。その点

どうですか。これは格差、不平等でしょう、はっきり言って。市長、これは不平等でしょう。はっきり言ってこんな特別なことやるということ自体は。どこに76台のところに15万円払ってこんなことやってますか。また、今度は25万で人を1人張りつけると。ここには何か特別なことがあるんですか。

〔成田政彦君「雇用対策か」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市立駐車場ですから、行政がやはり責任を持って管理するという立場でございますから、民営の駐車場とは当然違う部分もあるかというふうに思います。ですから、私どもは今回、前回は既に認めていただいておりますけれども、同様に信頼のおけるところに委託をしたいというふうに考えております。

副議長（奥和田好吉君） 質問者に申し上げます。時間もかなり過ぎております。ここらで大体結論も出ておりますので、これ以上の答弁は無理だと思っておりますので、御遠慮願いたいと思っております。成田君。

14番（成田政彦君） 市長の答弁にいみじくも見られたように、市営住宅だから管理するのやと。私はそんなことは別に否定しませんわ。市営の駐車場だからね、私は別にそんなん否定しないんです。そら必要でしょう。やっぱり駐車場をきちっと保全し、それは私は事実だと思う。ただ、それも限度があると僕思うんです。そこを言いたいんですわ。

公団と鳴滝とは性格も違うし、いろんな状況も違う。これは僕も認めます。ただ、1,444台でここでは1人の人が朝から晩まで管理しとると。それはちゃんと徴収から清掃から保全、全部やっとなと。しかし、鳴滝においては76台で1人、15万。そして、今度前畑で130区画1人25万。これはやっぱり比較してもちょっとむだがあるんじゃないかと。そして、他地域から比べても格差があり過ぎるんじゃないかと。私は、これは市民の方が聞いても常識で考えてもそらわかりますよ。こんな格差というより、全くかけ離れたこういう駐車場の管理が行われておると。これには納得せよといったって、数字で見た限りでも納得できませんし、ましてや25万円というのが130区画にまた払われると。こういうことについては納得というより、理屈に合わないのかね。2万5,000円ぐらいだったら理屈に合うかわからないんですけど、25万ということは果たしてこれ

が適正な管理に合うのかどうか、私は非常に疑問に感じます。逆差別と言ったら、それが適当な言葉だと思いますけどね。私はその点について、これについては改善すべきであろうと、こう思います。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 数点お伺いをいたしたいと思いますが、今成田議員さんから、一丘団地に住んでる関係上やむを得ないと思いますが、私も府営住宅の近くにありますから若干言及をいたしたいと思います。

ただ問題は、こういう市の市営住宅の駐車場等の条例、大変結構だと思うんですが、問題は今御指摘のありました公団とか府営とか、また泉南市も直の市営住宅があるわけですね。ここらあたりはほとんど、府営住宅の場合は府が管理ですから府がつくるのは当然ですけれども、例えば吉見岡田府営住宅なんか今問題になっておりますのは、自治会が100万円ほど投資して、その駐車場をつくったと。遠藤助役には頼んでるんですけども。いろんないきさつでつくったはつくったんだけど、府の了解も得ないでつくったとかつくらんとかいうことで、それを取り壊すということで、一応撤去はしてるようですけども、逆にまたそれを取り壊すと、そこに違法駐車というものがたくさん出てくるという矛盾もあります。

一方、市営住宅の中にもこういう条例の適用がなるような、全体の府営であれ公団であれ市営であれ、やはり駐車場については適正、適所に考える時期に来てるのではないかと。一般の市営住宅の方々は自分とこの家の横にガレージつくって、今ガレージつくりますと3万や5万じゃちょっとできないと思うんですけども、何十万も投資しないとできないというような状況がありますから、できれば一回府営住宅、公団も含めてですけども、市営住宅等の管理をどうしてるのか。あるいは、あり方がどうなってるのかという現状把握をしてほしい。これが1点です。

それと、この条項にあります地方自治法の関係で244の1ないし2に適用していると思うんですが、これは公共的団体とは、今市同促のことを1つ言われました。ほかに公共的団体とは、例えば社会福祉協議会とか、ここにも書いてありますが、ほかにもいろいろな団体があると思うんですが、どういうことを指すのか。これが1点です。

もう1つは、244の項目の中の4項に、普通地方公共団体がこういう

ものを委託する場合には罰則規定、いわゆる問題があれば1万円以下の過料を科するという規定がつけられると、こうあるんですが、この条項の中にはきちっとしたそういう項目がないわけでありましたが、これはいろいろ書いておりますが、駐車場に対する免責処分というのがありますね。これに値するのでしょうか。ここらの法的な解釈についてお伺いをしたいと思います。

それと、今も議論がありましたけれども、こういう新しい条例を出してくる、追加的な条例を出す場合は、やっぱり委託契約の試案といいますか、一回事前に見せてほしいなというような感じがします。もちろん契約は市長とその当該者と契約を結ぶわけですから、その中身まで立ち入ることはどうかと思いますけれども、こういう新しい条例の提案に対しては、できればどういうことの契約内容なのかということも含めて、私たちも知っておきたいと。今駐車料金の議論もありましたように、そういうことも含めてできれば提出をしてほしいなと思います。ただ問題は、じゃいつでき上がるのかと。契約というのは一体いつするのかということですね。

駐車料金の関係ですけれども、料金の高い安いは別にして、その駐車料金の運営管理というんですか、金銭的な管理はもちろん委託された方がやると思うんですが、この収益とか利益というのは一体どうなっていくのかと。これも一切すべて含んで委託先をお願いをして、そこであるいは予算、決算というものをやっていくのか。あるいは、泉南市がその駐車場の料金は一括して委託先からいただいて、特別枠の会計処理をするのか、そこらあたりがもう少しわからないので、できたら明確に御答弁をいただきたい。

副議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、駐車場の現状把握ということでございますが、事業部といたしましては府下の公営の住宅における共同施設としての駐車場、これについての調査はいたしております。

それから、公共的団体ということの性格でございますが、公共的な活動を営むすべての団体ということで認識をしております、法人格を有するか否か、これは関係はないのではないかなというふうに思っております。

具体的には、資料によりますと4種の団体がございまして、農業協同組合、森林組合、漁業組合、林業組合、生活協同組合、商工会議所等の産業の経済団体、それから養老院、育児院、赤十字社、司法保護、シルバー人

材センター等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体、それから自治会、町内会、コミュニティ委員会等の住民自治組織というような資料でございます。

それから、使用料についての取り扱いでございますが、これは特別会計を組むものではございません。維持管理に必要な経費を使用者からいただくという趣旨に基づいて徴収をするものでございまして、先ほども申しましたように、事務の委託については区画に割りますと2,000円弱でございます。ほかの500円余りについては営繕等の費用に充てたいというふうに考えておるところでございます。

副議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 使用料等の徴収についての補足をさせていただきます。

まず、前回御承認いただきました泉南市の駐車場の使用の件でございますが、使用料についてはすべて泉南市の会計の方へ戻入しております。その中で予算的にはその部分は収入という形になります。そして、支出につきましては委託料という形で月額15万円を委託していると、こういうことでございますので、御理解を賜りたいと、こういうように考えております。今回の駐車場につきましても、方向性としてはそういう方向で検討しているということでございます。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 答弁漏れがございました。

めでたく委託契約ということになりますと、所管の委員会に御報告をさせていただきますというふうに思っております。

副議長（奥和田好吉君） 島原君。

17番（島原正嗣君） ちょっと余談なこと言い過ぎますな。結婚式とか、またいろんな建前のお祝いならめでたいんですけども、事業部長、性格的にはそういうお言葉を使うのが好きですから、この前も行政マンに任してくれとか、いろいろおっしゃっておったんですが、私は役人ではございませんので、田舎の一地方議員でございますから、樫井川の横でウグイスと一緒に肅々と住んでるといふ人間ですから、そんなめでたいことはいっそもうございませぬ。

そんな余談は別にして、問題はじゃ、その駐車場の料金の場合には収入の形態としてどないするんですか。まとめてその団体から月の初めに、例えば50台なら50台、ここに書いてるような台数の分をまとめていただくのか、それとも個々で納めるのか、そこあたりの徴収方法はどないしますんかな。これが1点です。

もう1つは、私、言葉足らずで申しわけないですが、地方自治法244の関係で、5項だと思っんですが、公共施設を使う場合のいわゆる罰則規定の1つである何か起きた場合には1万円以下の過料を科すと、これも条例で決めなきゃならんという——ならんということはないけど、決めることができるという1項があるわけですが、これの解釈については条例であるのかどうなのか、もう一度お答えを願いたい。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 島原議員の御質問にお答えしたいと思います。

収入につきましては、管理人がすべて徴収させていただきまして、個々に市の方にお支払いをしていただいているということでございます。収支につきましては先ほど御説明したとおりでございますので、一応一括という形になりますが、個々に集めさせていただいて一括で会計に戻入していると、こういうことでございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 島原議員さんの244条5項の関係なんですけれども、これにつきましては今回上程させていただいてます条例の中には、そういうことの責任云々の明記はございません。我々としましては、そういうことを想定しておらないということもございませうけど、ただ議員さんの発言の中で免責条項云々という、これはあくまでも使用する許可を与えたそのものがいろんな条例、規則等の中で違反行為等を行った場合のことでございますので、その点御理解いただきたいと思っております。

副議長（奥和田好吉君） 島原君。

17番（島原正嗣君） お昼の鐘も鳴ったようでございますから、これでやめますが、お願いをしておきたいのは、やっぱり条例というのはいわばそのまちの、その市の憲法でありますから、大変大事であり重要であると思

うんです。

問題は、中身の審議に移る場合は、まだそういう委託契約の案文なり条文ができてないと、こういうことですからこれはやむを得ないと思います。けれども、できれば試案としてでも結構ですが、そういう中身も含めて議論する場が欲しかったなというふうな思いをいたします。これが1点です。

もう1つは、冒頭申し上げましたように、公団住宅、府営住宅、市営住宅含めて、全市的な公的な施設に対する駐車場のあり方ということについても、私はこういう時代ですから一考を要するべきではないかなと。道路の横に車をとめてずっとやってるということではなしに、駐車違反等が非常に増大をしてるようでございますけれども、そういった意味ではやっぱり全体の駐車場の公営施設の見直しということも含めて御検討願いたいなと思います。

以上です。終わります。

副議長（奥和田好吉君） 質疑の途中でございますが、1時15分まで休憩いたします。

午後0時 2分 休憩

午後1時19分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9号議案の質疑を続行いたします。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 午前中の議論が駐車場の料金を徴収する条例の問題から同和事業の評価なども食い込んだ議論がかなりありまして、私も若干同和事業に対しての考えもありますので、その点短くやりますので、御理解をいただきたいと思います。

この条例は議会からの強い要望もあって、料金を取るということで出されたと私は理解をしとるわけですね。そういう点では、料金の設定が妥当かどうかということも当然議論の中心になると思います。

また、同和事業というのは、国の法律なり大阪府、市の条例や方針等にのっとり一定行われてきまして、当然それは国なり市においても全市民の理解の中でその制度ができたこと、こう解すべき内容を持つわけですが、必ずしも多くの市民が同和問題、差別問題が一挙に解決をしたり、問題がなくなるということは性格上なかなかないと思うんですが、こうい

う問題はかなり心理の問題に近く、数が少ないから切り捨てればいいという、そういう問題では性格上ないと思うわけですね。そういう点で、ある意味では運動が発端となって国の政策化になって、そして行政は制度に乗かってやる行政運営から同和事業をやってこられたし、また単独事業においても市独自の事業というよりも、市長会等の横のつながりを持ちながら進めてきた嫌いがあると思うんですね。

そういう点では、私は一定そういう限界がある、またはそういう性格であるということ踏まえるなら、同和事業はなかなか市民には理解しにくい性格を持っておっても、強力に進めて、同和問題を1つの基準としてあらゆる差別がこの世の中になくなる方向、また現実になくなるというよりも、差別の実態をキャッチする感性を磨くということも大変大事だと思いますので、そういうような立場でこの議案に質疑をしてみたいと思います。

この2,500円の決め方でありますけども、近傍の同じような条件下での料金を参考にしたということで、これは法にのっとってそれでいいのかなと思いますが、一方、民間の駐車場とか午前中議論のありました公団の駐車場との価格の差がある場合に、私は基本的にこういう公営住宅というのは低所得者に対する住宅の提供ということからいえば、ただでもむしろ私はいいと、住宅の家賃におのずから入っておるような性格のものではないかなと、そういうふうに思います。

そういう点で、市の同和事業という形で行っておる駐車場の料金についての基本的な考え方は先ほど述べられたんですが、いま一度そういう視点に立って、さきの質問者の問題提起もあった民間との問題、公団なり公営住宅との価格の差の問題ですね。どのように基本的に考えているのかをお示しをいただきたいと思います。

それから、条例の中で読みかえるという表記が1つあるんですが、これは独立した条例にすべきではないのかなとは思いますが。第39条の使用料のところですが、これは家賃項目を読みかえるとなっとるんですが、これはやっぱりパッと見たときにどうなるのか、その辺の条例の作り方についてちょっと御説明をいただきたい。独立してつくった方がいいんじゃないかなと。この書き方であれば、こっちとあっちと見ないとわからないんじゃないかなと思うんですが、その点、御説明をいただきたいと思

ます。

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、公営住宅の駐車場の料金の決め方、使用料の決め方ということについてお答えさせていただきたいと思います。

朝からの御質問にございましたように、公営住宅法の改正がございまして、駐車場につきましては共同施設という位置づけがなされました。その使用料についてでございますが、地代相当額や整備費用、管理費等の必要経費や周辺相場との均衡を考慮して使用料の額を決定し、徴収すべきである。これが基本であろうというふうに思っております。

それと、近傍同種の駐車場の使用料ということを経験として市長が定めるということにございまして、近傍同種の駐車場ということにございますので、近傍の駐車場とそれから同種ということにございますので、市営住宅としての共同施設としての駐車料金、これらをもとにして府下でも32の自治体が公営住宅の駐車場を定めておりますが、その中で大半が——13市だったと思っておりますが、無料ということを実施をしておるところでございます。これに基づきまして、泉南市も先行いたしまして市立駐車場、これは公営の駐車場でございますので、これを参考として額を決めたということにございます。

それから、もう1点の準用規定の問題でございますが、新たに条例を定めたらいいんではないかと、その方が適正ではないかという御質問にございました。これも関連するわけにございますけれども、法改正に基づきまして、今までは駐車場については目的外使用という形の公営住宅法にございましたが、新しく共同施設として位置づけられたということにございますので、現在ある泉南市の公営住宅の管理条例を改定するのが適当であるという判断に基づいて条例の改正を行いたいということにございます。

議長（薮野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 泉南市には一般向けといいますが、市営住宅もあるわけで、同和事業がなぜ行われたかというのは、やはり政治の責任として、税を納めながら、一方の義務を納めながら十分な権利が保障されてない。その社会基盤整備ですね。そういうものの不満を為政者としては気にするわけでありまして、それがやはり民衆同士がそこよりも厳しい状態をつくる中で、そういう不満を抑えてきたといえますか解消してきたという、そ

ういう負の歴史に立って、行政がそのことを認め、国民的な運動もあって同和地域に行政の責任として、国民的課題として特別な施策をしてきた。

しかし、そこでやはり基本に問題になっとるのは、全体の社会基盤の整備なんですね。だから、同和向け住宅にそういう形で基盤整備をするときに、当然の視野として、時間差があったとしても全体の社会基盤のかさ上げというのを行政みずからがやらないといかん課題があると思うんですね、この問題は。これは我々政治家にしても、社会全体の基盤整備をかさ上げていくというのが課題であって、何であそこだけよくなったんだというのは、私は政治家としては言うてはならないような発言だと思うんです。私の考えはですよ。

むしろ、一方に市営住宅があって、やはりそれは所得制限があるわけですから、そういうところにもちゃんとした、時間差はあっても整備をしていくということが、夢というのか方針というか希望としてあれば、何であそこだけよくなったんだというような、そういう声は出てこないし、そういう性格のものでもないだろうと思うんです。そういう点では行政の責任も私はあると思うんですね。同和事業だけが国の制度で、府も一体となつてやってきたのはあったけれども、一般社会の施策というのがそういうことと関連した形でやっぱりなかったのではないかなと。

そういう点で、市長、やはりこの同和问题というのはほんとに今ある意味で大きな政治問題、選挙になると有力な政党が同和问题を大きな争点にして選挙もするわけですので、その辺を同和事業を進めてきた市長におかれては、この事業がどういうものであるかということ懇切丁寧に市民にも訴えながら、この事業が本当の意味で成果が上がるようにしていかないと、せっかくお金を使ってやっても、何か社会の不満が余計起こったり、今までこんなものかなと思ったら、あそこがよくなったら何であそこだけよくなるんだと、ここがよくならないのは、あそこがたくさん金使ってるからだと。こんなことではほんとの法の目的にも沿わないわけですので、そういう点では行政の説明責任とか、そういうことが問われておるだろうと思いますね。

そういう点で市長、やはり同和事業は本当の、これはある意味で法期限という形で切られてきとるわけなんですけども、しかし同和问题というのは終わっておるわけじゃないですからね。そういう点では同和事業を本当

の意味で社会的にプラス効果というんですか、希望のある問題としては、行政に課せられた問題はこれからの方がむしろ大変大事な役割があるんじゃないかなと思うんで、市長ひとつ同和問題について一般施策化していくという話もありますけども、一般施策で済む問題でない性格も私はあると思うんでね。そういう消えない同和問題が完全解決するまでどうしていくのかというのは、なかなか我々もその道筋は見つかっておりませんが、そういう点での市長の基本的な考えをお聞かせいただければと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるといういわゆる同対審答申、この精神を受け継いで我々行政としてもその施策充実に努めてきたところでございます。

御承知のように泉南市の場合、特に今の関係でいいますと住宅関係、これについてはかなり戸数もふやしまして、中層ではありますけれども、整備をしてきたと。最近では高齢者向け住宅の整備もいたしました。一定の成果が上がったというふうに思っております。

今回の議案と関連いたしますことを申し上げますと、その中で従来、先ほど言いましたように公営住宅法の中ではなかなか正確な位置づけがなかった駐車場というのが、今回新たにはっきりと位置づけされたというのを契機に、今までは空き地にいわば自由にとというか乱雑にとというか、とめておいたそういうものをきちっときれいにして、そして住環境の整備にも資するという目的で今回設置をしておるわけでございます。したがって、あくまでもこれはもちろん入居者の対策の一面もありますけれども、周辺環境の整備あるいは交通安全等、大きな視野で考えるべき問題だというふうに思っております。

それから、同和対策事業そのものはハード面では一定の成果があって、一応法期限が切れたわけではありますが、まだあとソフト面の15事業については暫定的に残っておりますし、特に人権啓発教育、このあたりの推進についてはなお今後の課題でございますから、そういう面で今後とも積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと、一般住宅の件でございますが、一般の住宅については御承知のように建てかえマスタープランをつくっておりますして、その中で立体化をいたしまして、当然余裕スペースをつくって、そのオープンスペースに公

園とか、あるいはコミュニティ施設とか、あるいはこういう駐車場を配置をするという考えをいたしておりますので、そういう中で今後あわせて整備をしていきたいと、このように考えております。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 意見にかえておきますけども、やはり今までの同和行政の進め方の市の不足しておった分を私は指摘したんですが、そういうことは市民が今の市がやってる同和事業をほんとに理解しているかと。しておらないと事業効果が上がらないわけですからね。この面にも説明不足というのは私は正直あったのではないかなと、そう思いますね。だから、そういうことを、法期限が切れた中でもやっぱりそのことは重大な課題でございますので、ぜひそういう説明を十分して、市の同和事業が、法による同和事業はなくなったにしても、同和問題というのは依然としてあるわけですので、そういうことを十分に懇切丁寧に説明をする中で、事業が成果があるようにぜひお願いをしたい。

市長、住宅問題にも一般住宅の建てかえ問題を、今マスタープランという表現で触れられましたけども、これも一日も早く市民が市営住宅を求めておるという市長の認識であれば、今までのいろんないきさつはあっても、早くそれが実現する方法もその中でやっぱり政治家として考えていただきたい。現在の払い下げの問題がある入居者にも安心していただく方法がないわけではないわけですから、そのことをやるのは市長は大変と思いますが、政治家として国にも府にも市民の立場で言うていく姿勢もやはりお考えをいただきたいと。それで、結果がよかったらいいわけですから、市民も喜び入居者も喜ぶ方法がないわけではないので、ぜひ考えていただきたい。

意見にしときます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 1点だけ質問いたします。

今回のこの駐車場の条例は、条例そのものよりもこのような形でできたということは、私は非常に喜ばしいことやというふうを感じるんですが、午前中の質疑の中にもありましたように、この2,500円の料金の是非ですね。それから、あわせてやはりこのことによって地域間格差が非常に生じたとか、あるいは変な差別事象が出てきたというふうなことでは非常に

困るわけですし、今も質疑があったんですけども、このことがやはり市全般に広く敷衍していくような、そういうふうな方向が非常に望ましいなと思うんです。そういった意味で、この条例がいわゆる久しく見直すことなく塩漬けにされるようなことであっては絶対いかなというふうに思うんです。したがって、定期的に見直すことが私は大事やないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどのようにお考えを持っておられるのかを1点だけ確認したいと思います。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

同和事業につきましては、平成8年度より随時各方面にわたりまして見直しを実施させていただいております。平成10年度につきましても浴場の利用料の見直し、10年の9月には住宅の家賃の見直し等実施しておりますので、当然この件につきましても同和事業の見直しの一環として今後検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ぜひ定期的に見直し、メンテをしてもらえるようお願いいたします。といいますのも、最近は車社会ですし、駐車場1つとっても非常にうらやましいなあというふうな目で見られると思います。したがって、そのことの是正をする意味でも定期的に見直しは必須の条件だと思いますので、強かにそういう点を忘れないようにひとつよろしく願います。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） まず、駐車場についてですが、駐車場は今、市としてここで持っているのは地域に芝手とか3カ所ですね。76台ですか。そして、今回宮本、前畑の住宅関係の駐車場として130台。たしか前畑の方に企業関係の駐車場というのがあるように思うんですが、それはどうなってるんですか。これは費用は取っておるのか取っておらないのか。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 林議員の御質問にお答えいたしたいと思いま

す。

前畑住宅の横にございます生業者用の駐車場につきましては、法に基づきまして当然有料化をさせていただきまして、平成9年までは2分の1減免という形で徴収をしておりましたが、平成10年度より減免の廃止をいたしまして、行政財産としての条例に基づく金額をいただいております。金額については資料をちょっと持ち合わせておりませんが、法的な料金をいただいております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） そこはたしかトラック等の駐車場だというふうには思うんですが、私きのうかおとつも見ましたけども、いわゆる乗用車がたくさん置いてあるんですわ。これはこれで一遍きちっと整理して中身を報告いただかないかん問題やなというふうには思っておるんですが、何台で、何ぼで、どうなってるかということもひとつ出していただきたいと思うんです。

同時に、老人向け住宅、2棟32戸できましたね。この駐車場は、これは料金はどうなんですか。

議長（藪野 勤君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） A棟、B棟の駐車場が今現在ございますけれども、今回の条例の中に位置づけさせていただいてますので、当然2,500円の駐車料金をいただくということでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） それは御報告がたしかなかったと思いますので、今初めて聞くわけですが、できたら余り何度もするのは嫌なので、何カ所あるのか、これも後でひとつ報告しておいていただきたいと思います。

それで、1つは管理の問題なんですけど、それぞれの市営住宅の管理人というのがおりますね。これはどういう状況に管理というのはなっておるのか、これをひとつ報告してください。

議長（藪野 勤君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 市営住宅といいますのは、宮本、前畑のことをおっしゃってるんですか。（林 治君「老人向けもあわせてね」と呼ぶ）管理人1名を雇用しております。嘱託職員としまして、常勤嘱託とい

う形で雇用しております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

2 2 番（林 治君） それは、常勤嘱託ということで、住宅課の方で採用してるわけですか。今採用しておりますと言うので、課長が言うから、課長のもとに採用してるわけですね。

この市営住宅の管理で、管理というと、管理という場合の中身の問題として、住宅の掃除とか、私もこの前も電灯が長いこと破損してるのをほったらかしになってるので言うて、言うても言うても修理がなかなかできなかったんですが、何回か言ってようやく電灯をつけてもらったんですけども、切れたやつですよ。古いやつです。ですから、管理人が給料を払うてやっておるのに、そしたらちょっと管理不行き届きですね、この管理人というのは。

たしか家賃も集めに行ってるんじゃないかと思うんですが、この家賃のことで私もよく相談を受けて、ひとつも家賃を集めに来ないと。これはこれまで本会議で何回か言いましたけれども、それで最終的にどうなってるかといったら、市の住宅管理課の職員が、住宅の家賃を集める管理人を置いてるにもかかわらず集めに行ってるという話も。また、居住者はこんな何カ月もためられてはたまらんとするて、ここへ持ってきてると。その管理人じゃないんですか、この今管理してるという人は。別口ですか。

議長（藪野 勤君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 住宅管理人といいますのは、集金業務をしてる者とは全く別人でございますので。管理業務からいきますと、前畑、宮本の住宅全般にわたる管理、そして修繕、個々の団地における軽易な修理とか、それから住宅の入居者からの相談事に対する、聞いていただいて、それを行政の方へ伝えていただくなり、そういうたぐい、文書の配布とか苦情の受け付けというんですかね、聞いていただいて、それを行政の方へ伝えていただくというのが、業務内容の全般ということでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

2 2 番（林 治君） お聞きしてると、私、管理人という方が集金したりいろいろしてるんかと思ったら違って、全部で376戸ですね、老人向け

住宅入れるとね。でも、市長はたくさん金を使うて建てたけれども、まだ入り手もないと。何か32戸のうち21戸がようやく入ったということで、あともう11戸空き家になってると。ペンペン草生えてると、中がかびが生えてるとい話ですけども、しかし、376戸を管理する人が別におって、集金する人も別におると。ただし、その集金人については、私が何回も本会議で言うたように、なかなかまともな集金をやってる人ではないと。さらにまた管理人がおって、今そういう仕事をしてると。

そこへ持ってきて、今度は駐車場をつくったんで、その駐車場のまた集金を市同促に委託すると。1カ月25万円だと。これ大体1人雇う費用ですな。芝手と宮本と、それから解放会館のところで、3駐車場、これも委託料を出してると。15万円ですか。これちょっとおかしいんと違いますか。

まず、市長は行政改革という名前を言うことが好きで、いろいろと行政改革、行政改革と言われるわけですが、これは行政改革以前の問題と違えますか、こんなずさんなことしてるのは。大体この同和住宅については建設過程から含めて全部ずさんですけどね。だけども、やっぱりでたらめなことしたらいきませんよ。何でこんなんですか。そんなんでまともに答弁してないですよ。直接課長のもとにそういう囑託を採用してるというのかどうかお聞きしたけども、答えてないけども、もしこれ市同促に全部委託してるとしたら、市同促のやってることはほんとにでたらめですよ、はっきり言って。公共的団体といって、こんな公共的団体はないですよ。これは悪いですよ。

さっき私、何か選挙のときにはこれを議題にしてどうやこうやって票を取ってるとか何とか、同和問題を市長が市民にもっと理解をささないかんとかいろいろ話出ましたけどね、こんなもん市民に強制的に理解させられるというような、そんなばかなことないのでね。それはまともな行政をしてたら市民はみんな理解するんですよ。してないから理解できないんです。理解は強制されるものじゃないんですよ。

同和事業というのは、一般行政を補完するものとして1965年からこのことがやられてきたんです。国ももうその必要はなくなったということなんです。今度、市長はさっき人のソフトの面でいろいろ啓発云々とか教育とか言われましたけども、そんなことは行政が強制するものじゃないん

ですよ。行政のやれる範囲というのがあるんですよ。市長は、市長になったからというて、市長が一遍に賢くなって、人を教育する、考えを間違てる、ああせえこうせえと言っ、こう考えるのが正しいんやと言って教育する、そんな市長に権限を持ったわけじゃないんでね。だから、これは市民がみずから考えて何が正しいか判断するんですよ。そやから、憲法のもとに人が人を差別してはならんというのは当たり前の話なんでね。基本的人権を尊重するというのは。憲法がそのことをやってるんですよ。だから、強制するもんじゃないんですよ。理解させてないとか云々とかね。そのこともちょっとついでに言うときますけども。

どうですか。これ、管理の状況というのは、こんなまともなことでないと、やっぱり批判が来るのは当たり前なんですよ。市民の税金なんですから。ちょっとそこを1つ出してくださいな。

〔小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 私は何も、一方的にとって、強制せえと言ったような議論の展開は困ると思うんです。理解を求める努力は当然するべきであって、それが何で強制なんですか。我々政治家でも全部理解を求めたり訴える。それを強制と曲解されて議論を展開するのは甚だ心外であります。議長から注意してくださいよ。何も私は強制せえなんて言っていないんだからね。

議長（薮野 勤君） ただいまの議事進行でございますが、議員各位の発言はすべてその責任のもとに行われております。質問に対しましてはすべて簡明にして、議題外にわたった範囲の質問を越えないというのが議会の発言でございますので、その点の注意の中で発言を願いたいと、このように思います。

山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、管理人の件でございますが、管理人と申しておりますのは泉南市の嘱託職員でございます。管理は行政が行ってるわけでございますので、嘱託職員については市が行う管理業務の付随的な業務をやらせておるということでございます。（林 治君「人数も一緒にちゃんとお願いしてください」と呼ぶ）1名でございます。

それと、泉南市の同和事業促進協議会、これは私どもは公共的団体であ

るという認識のもとに、委託を予定しておるところでございます。

議長（薮野 勤君） 林君。

2 2 番（林 治君） 市営住宅にはちゃんと管理人がおって、それから集金人のことも出てるわけですから、集金人も市の嘱託職員なのかな。ちょっと今その関係のことをお聞きしてるんですから、できたら質問にそういう形でちゃんときちっと答えといてほしいと思いますよ。でないと後で議長に今度は僕が注意されますので。でないと中身がわかりませんから、今それをわかるようにお聞きして、さらに今度市同促に毎月25万ということは、1人置く費用ですから、新たに置くのかなと。それから、地域の駐車場の管理で15万でしょう。しかも住宅の管理人が1人おって、集金人もおるんでしょう。私そういうふうに言うてるんですから、それが違ってらんなら違ってる、そういうことも含めて一遍きちっと報告してください。この体制全体がわからないから聞いてるんですから。ひとつその点よろしく。

議長（薮野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） ただいま林議員からの御質問でございますが、全体でございますので、人権推進部よりお答えさせていただきたいと思えます。

市同和事業の住宅集金及び市同和事業事務補助として1名嘱託職員を、これは泉南市の人権推進部の同和対策としての位置づけで雇用しております。

次に、事業部建築課といたしまして、先ほど山内事業部長がお答えいたしました関係の同和地域の市営住宅管理全般、修理業務、生活環境整備、団地生活の指導など、対人的な事務処理、文書の配布、苦情処理などの事業主体の市に対する連絡調整ということで1名雇用しております。計2名でございます。

それと、これは泉南市同和事業促進協議会に人権推進部同和対策課として委託業務、これにつきましては1名、駐車場の管理業務委託という形で1名、これは泉南市同和事業促進協議会に対する委託業務でございますので、この部分と雇用の形態というんですか違いますので、御理解をお願いいたしたいと。2名については嘱託職員と、そして1名についてはそういうことでございますので、御理解をお願いいたしたい。よろしくお願いい

たします。(林 治君「今度の分、それも一緒に言わないかん」と呼ぶ)

済みません。次に、今回御提案さしていただいている部分でございますが、これにつきましては駐車場管理業務委託ということで、委託料として市同促にお支払いをしないと。ですので、人については我々としては1名か2名かということについては議論しておりませんので、御理解を賜りたいと、こういうように考えております。

以上です。

議長(藪野 勤君) 林君。

2 2 番(林 治君) そうすると、住宅の集金業務で囑託職員1人置けると。これは市営住宅、今言った戸数ですね。そして、これ例えばお名前と給料どのくらいですか。それから、市営住宅の管理人、これも幾らでどうなのか。それから、市同促を通じてですが、駐車場の管理人に1人既に給料を払っていると。これも幾ら。たしかあれは15万ですね。それでお雇いしてると。またさらに今度は25万でしょう。

これで、今の言うたこともちょっと一緒に答えてほしいんですが、こうなると市営住宅の管理だけでこういうふうにいる出る。普通考えても、对人的どうやこうやといろいろ言いましたけども、何歳のどういう方がやられてるのかわかりませんが、たしか市営住宅のいろんな修理やなんかは、全部毎年相当なお金かけてやってるわけですよ。それから、対人とか何とかそんなこと言うたって、いつもその人に全部相談に行くわけじゃありませんしね、実際問題として。そんなことほとんど聞いてないですよ。どこで何をされてるんかわかりませんが。

全体として、この市営住宅内の駐車場の管理やとか、それから料金を集めたりとか、これは例えば市営住宅の家賃の徴収と一緒にやるとか、それから管理も市営住宅の管理人の方が一緒にやるとか、十分できることじゃないですか。実際問題として。しかも、さらにわずか76台で1人の配置してるというんでしょう。これはね、こういうふうになると何ということだということになってくるんですよ。これはあなた方、余りにもやり方がずさんですよ。それともこうせんと都合の悪いようなことでもあるんですか。もっときちっと行政というのは仕事のことについては考えるべきじゃないですか。どうなんですか、これ。理屈の問題と違いますよ。普通の市民の税金使ってやるんですから、余りずさんなことをやってたらい

けませんよ。そうでしょう。あのお寺の下の駐車場でも1台1,000万円から使うてつくったんですよね、あれ。大変なことしてるんですよ。市民だれも理解しませんよ。その点どうですか。

議長（藪野 勤君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） まず、金額について御答弁をさせていただきたいと、かように思っております。

同和地域の市営住宅の集金及び市同促事務補助の月額につきましては、15万500円でございます。それと、同和地域市営住宅管理全般業務につきます嘱託職員の月額につきましては、16万円でございます。それと、泉南市の人権推進部から泉南市同和事業促進協議会に委託しております委託料につきましては、月額15万円でございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 林君に申し上げます。一問一答で進行せずして、まとめた質問お願い申し上げます。林君。

2番（林 治君） わかりました。それで、こんなふうに、さっき言うたでしょう。15万500円払ってるけども、その集金の方はそういうことでまともに集金もできなくて、市の職員まで集金に走ってるし、もう辛抱たまらんようになって、何カ月も何カ月もためられて困るんで払いに来てるという人たちもおります。私、直接何回も立ち会いしておりますから、職員の皆さんの方でも御存じのはずです。しかし、こうやって嘱託で置いてるんですね。しかも、今度は住宅管理に1人こうやって置いてると。駐車場76台で1人置いて、さらに今度は130台で1人置くと——1人置くというんですか、1人分よりも多い料金を出すわけですから。だから僕はこういうことでは、こういうやり方で市民の税金使ったら話にならないです。

それから、集金人の方には現金の出納員か何かのちゃんとした資格を持ってやっておられるんですね。もちろんそれは。今度は管理を委託したってそうですよ。公金を委託するんですから、その点はきちっと確認をしておきたいと思いますが。

それから、そういう点で今度のこの条例でこんなことを、さらにでたらめなことをやるようなことでは、これはほんとに、条例というのは文書をちゃんとしてつくって文書としてはきちっとしてはますけども、中身はそんなこ

とでは話にならないですね。

それから、市長は前の3つの駐車場のときのが2,500円だから、それとというようなことを言ってますが、私らはやっぱり民間の駐車料金はどのなのか。公団住宅の料金はどのなのか。特に前畑の場合は府営住宅、もうあそこも大変な事態ですからね。それで5,000円、6,000円、これ皆払ってますから、そういうとことの兼ね合いはどのなのか。これ全部考えます。だから、私はそういうふうにして判断して、ここの駐車料金がこういう格好で、しかもこういうずさんなことでいいのかなというように思うんです。

それから、車庫証明については、これはこれまでどこの場所でどうしてきたのか。この条例の中で、例えば43条では譲渡の禁止ということで、駐車場の使用の権利を譲渡し、または転貸することはできないというふうになってますが、ほんとに転貸できないような、そういう措置がきちっとやられておるんかどうかですね。そういう対応はできるようにしてるんかどうか。さっき企業のと言うたのを見に行ってください。普通乗用車をたくさんとめてますよ、実際問題としてね。そんなことも含めて、私はきちっと、これは果たしてどういうふうにしてるんか。これまでの車庫証明はどこのどれで何台出してきたのか。もしかその人が家を変わったりするときには、そこでぴしっと切ることができるのかどうかとかいうことも含めて、この条例の1項で全部ちゃんとできるんでしょうかね。

それから、そういう車庫証明のこともきちっと、これは公営住宅である以上、そういうことはきちっとしていかないかんことです。私はそういったこともきちっと市として納得のいくような施策をここで発表しといていただきたいと。

何点かにわたりましたけど、ちょっと。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、料金設定の件でございますが、私どもは公営住宅法の趣旨に基づきまして、近傍同種の駐車場の料金ということでございますので、公営住宅また同和向けの公営住宅、これらの他市の状況も勘案しながら2,500円の料金設定をしたということでございます。

それと、今までの車庫証明の関係でございますけども、今まではいわゆる占有させて駐車を許可したということはございませんので、車庫証明は

出しておらないということでございます。(林 治君「これから出すんか
言ってください」と呼ぶ)これからはきちっと占用させて料金もいただく
わけでございますから、車庫証明の発行をいたします。

議長(藪野 勤君) 大浦人権推進部長。

人権推進部長(大浦敏紀君) 林議員の今までの同和対策事業としての市営
住宅の駐車場の状況でございますが、名義人の変更につきましては当然又
貸しというんですか、そういうことは平成8年の施行以来一切ございませ
ん。すべて確認を取って、それで使用許可どおりしております。そういう
ことで御理解をお願いいたしたいというように考えております。

以上です。

議長(藪野 勤君) 林君。

22番(林 治君) ちょっとこれで終わりました、さっき質問した答え
がそのままもらってないので、もう一遍確認のために言っておきたいんで
す。生業用ということでやられていた分の内容がちょっとまだ報告いただ
いてないので、それはどういう格好で報告いただけるのか知りませんが、
どうしていただけるんですかね。

それと、先ほどから言ってますように、住宅管理の住宅の集金人があっ
て、しかも市営住宅の管理人があって、またわずか76台の集金人があっ
て、またなぜ新たに集金人を置くための費用を使って出さないかんのかと。
そういうこと必要ないんじゃないですかと。行政改革、行政改革といって
いろいろ言われる市長の方は、これ一体どない考えてるんかですね。きち
っと。

例えば、私は一部相談に来た方に、そういうことで煩わしいからという
ことで、あなたは振り込みにしたらどうやと言うていろいろ私からも援助
して、市営住宅の家賃の納入を振り込みにするように協力さしてもらった
ことあるんですよ。とにかくずさんなんですよ、この集金人も。私はこれ
じゃぐあい悪いと思うんです。しかも、1,050円から値段上がったでし
ょう。そういう点でなおさらなんですよ。だからきちっと。

例えばこの人選だってそうなんですよ。人選だってやっぱりいろいろ声
出てるんですよ。こういうことも本当に公募をして、きちっとした人選を
するとかいうことも必要なんですけどね。私はそういうことも含めて、も
っとこういうふうにいるいろいろ名目つけて、そういうことを市同促やなんか

に任してやるというのはおかしいんで、市として全体の管理をきちっとして一元化してやったらええと思うんです。市として責任持つ管理をできるようにして。不必要な金出す必要ありませんよ。どうですか、市長。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特に住宅の管理というのは日々大変重要な事項でございますから、当然公営住宅法にもその適切な管理というのが定められておりますから、私どもの方で管理人を委託いたしまして、事務を執行いたしております。

それから、家賃についてももちろん囑託で集金をさしておりますけれども、もしそういうような御指摘があるとすれば、なお一層十分な督励をしたいというふうに思います。

それから、駐車場の管理につきましては、先般3つ委託をしておりますが、極めて適正に管理をしていただいておりますので、その信頼性が高いということで今回も委託するというものでございまして、これは当然税の投入はしておりませんので、使用料金でお支払いすると、こういうことでございます。

〔林 治君「議長ちょっと」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） もう時間が経過してます。

〔林 治君「いやいや、わかりました。でも、今の違う答弁するからですよ。議長」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

2 2 番（林 治君） 私は終わろうと思ったけど、そういうことが御指摘あれば、市長、議事録見てみなさいよ。私去年も何回かの議会で言うてるんですよ、これ。それから以後もできてないんですよ。ただ、この前からの議会でもこのことを言う時間がなくなって、また言うのが途中で一般質問のときにもできなくなった経過はありますけども、だから私は言うてるんですよ。今きょう初めてさらで言うた話と違いまっせ、それは。そらそんなふうに市長ね、今初めて聞いたような、のほほんとそんなこと言うてもろたら困りますよ。

だから、そのことはきちっと、原課で職員が集めに来るようなことやったらあきませんよ。それやったらそれで市の職員がおるんですから、直接最初から集める段取りしてやったらどうですか。管理もそうですよ。住宅

の管理、公営住宅法で決められてるって、そんなこと今関係あれへんです。決めようが決めようまいが、現にこうやって管理人置いてるんですから、その住宅に付随してできる駐車場の料金を集めたりするのに、管理人がやったらいいんですよ、実際問題として。何でそんなしてむだをするんですか。そうでしょう。そして、私はきちっとこういう人の採用だって公募をしてやるとか、いろいろ含めてきちっとやるべきだと、そういうことについての批判も皆ありますよということもついでに言うてるんですけどね。それはそれとして。今聞いたようなこと言わんといてください。議会で何回も言うてるんやから。

議長（薮野 勤君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 集金業務につきましては、以前から御指摘もいただいたのは事実だと思いますけれども、平成9年度の決算におきましても数字的には過去の事例からいきますと若干高い数字で上がっているのも事実でございます。ただ、現時点におきましては、十分その辺の意思の徹底を図りまして、我々事務担当としましても集金人にはその旨の指導も監督もしておりますので、十分現時点におきましては集金業務は遂行されてるという認識であります。

以上でございます。

〔林 治君「そんなことありますかいな」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 他に質疑ございませんか。

〔林 治君「議長、それやったらそれでありませ、まだ。今のやられてますいうの、決算で出てますよ、数字が」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） もう林議員の質問時間が40分から、個々にわたって45分にわたっております。

〔林 治君「わかってますよ。でも、担当からああいうこと言われたらね。数字が決算書でも出てるんですよ。たくさん滞納が残ってるんですよ、滞納が。まともに集金人は仕事してないですよ」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 上程議案に対する質疑でございますので、その範囲の中でとどめおいていただきたいと思います。

〔林 治君「配慮はしますよ。配慮はしますけどね、そんなもん滞納がたくさんたまってますよ、住宅の」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———成田君。

14番（成田政彦君） 議案9号、市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について反対討論を行います。

市営前畑、宮本住宅の1カ月2,500円の駐車料金については、近傍の公営住宅の駐車料金、府営で1カ月5,000円、公団で6,500円と比較しても公平さを欠くものとなっている。また、駐車場管理について130台に25万円の管理費用を支払うということですが、その業務内容を見ても、それだけで新たに管理人を置くことに甚だ疑問であると同時に、異常なやり方だと言わざるを得ません。

現在、市の財政は極めて厳しい状況であり、このような人件費については極力公費のむだ遣いをやめ、省くことが必要であります。行政と市の努力が必要ではありませんか。厳しい財政の埋め合わせをするものとして、少しでも駐車料金を市に納入することが当たり前でしょう。

さらに、一丘団地の市有地の駐車場の造成地を見ても、片方には同じ市民が使用するものでありながら建設費用を負担しないで、すべて利用者に負担させるなど、逆差別を広げております。今日、同和問題は解消の方向に進んでいるのに、このような同和地域と一般地域の垣根を広げるような議案第9号には、反対であります。

議長（藪野 勤君） 他にございませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

同和行政は、言うまでもなく社会の大きな矛盾を特別な地域をつくる形で、いわゆる政治がつくってきた大きな責任であります。今も議論の中にありましたように、公営住宅に公的な駐車場がないところも多々ありますし、今の議論の中でも所得の低い方に公営住宅をと、そういう考え方から駐車場が設けられておらなかったようではありますが、今や普通の市民においても車を持つというのは当然の社会状況の中で、このような法律が改正されたものと思われま。同和行政が社会全体の基盤整備のアップにつながるということが大きな目的であることは当然でありますから、このようなことにはいろいろ問題があるその責任は行政にあるということは、私も思います。行政が十分にこの同和行政の趣旨を市民にも理解をしていただく努力が、事業をやる以上に必要なことは、特に差別という問題の施

策だけに私は大変重要だと思えます。

そういう点で、行政のなお一層の同和行政に対する全市民的理解を得る努力をお願いをして、この条例については議会からも強く要望をして出てきた条例でもありますし、賛成をさしていただきたいと思えますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（薮野 勤君） 他にございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（薮野 勤君） 起立多数であります。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第10号 泉南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（薮野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） ただいま上程されました議案第10号、泉南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、本市の水道事業は昭和33年の創設以来、増大する水需要に対処するため数次の拡張事業を行い、平成元年から第7次拡張事業を実施中で現在に至っています。このたび新家地区で給水区域外に団地造成が計画されており、平成13年度から分譲開始予定であり、給水区域の拡張を行う必要が生じたため、第7次拡張事業の変更を行うものでございます。

また、円高不況、バブル経済の崩壊等、本市を取り巻く社会経済情勢の変化が著しく、給水人口、給水量ともに増加傾向にありますが、第7次拡張事業策定時と比較して鈍化傾向でございますので、計画給水人口、計画

給水量の見直しも、あわせて行うものでございます。

第7次拡張事業の変更認可申請の厚生省への進達事項は、水道法第10条の規定によるもので、同法施行規則第3条第1項第2号により議会の承認を必要とするもので、提案するものでございます。

議案書の47ページでございますが、泉南市水道事業の設置等に関する条例第2条第2項中の給水区域の名称を「南大阪湾岸整備事業による埋立地における泉南市域」を「りんくう南浜」に、また、同条第3項中、上水道の給水人口を「77,800人」から「65,900人」に、同条第4項中、上水道の1日最大給水量を「36,700立方メートル」から「33,000立方メートル」に改めるものでございます。

附則として、第2条第3項及び第4項の改正事項は、事業計画の変更認可のあった日から施行し、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——和気君。

13番（和気 豊君） 確かに今口頭では言われたわけですが、この提案理由の中にはいわゆる中抜き提案になっているわけですね。実際上これを見る限りでは、人口が伸びない、鈍化してきたと。だから、それに見合う下方修正なんだと、下向きの修正なんだと、こういうことしかこれではわからない。しかし、中身は、現状からいいますと実際は給水を大きくふやさなければ、上水源を大きくふやさなければならない新家のあの開発が盛り込まれている。これが2つ目の大きな柱、理由にあるわけですね、中身としてはあるわけですね。その辺がこの提案趣旨の中には盛り込まれていない。そういう点では、もう少し提案理由を付加して、その辺がわかるような、そういうふうな提案文のあり方と、これをすべきではないだろうかというふうに思うんです。それがまず1点。

それを前提にして私は質問していきたいと思うんですが、実際上それでは新家の新たな開発に伴う上水源の確保、これはどの程度やらなければならないのか。実際上、当初からいうと確かに人口が減ってますから、1日の最大給水量も若干少なくなっている。これはわかるんですが、しかし、

これを入れるとまた若干ふえなければならぬわけですから、その辺のあやちを明確に説明をいただきたい、こういうふうに思います。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 内容について若干不足してゐるのではないかということでございますけれども、和気議員御承知のとおり、第7次拡張事業の変更に当たりましては、平成元年から平成12年度までの計画に基づきまして、厚生省の認可を受けまして、総事業費として21億4,400万円の計画で現在進めておるところでございます。当事業を今後とも計画的に進めるに当たっては、残すところあと2年わずかとなりましたが、本事業費も本年度を含めまして残り3億円程度ということになっております。

引き続き当事業の計画的な事業を進めるに当たりまして、主には新家地区の配水区を分離いたしまして、水需要に対応した安定的な水源確保を図るため、全体の各施設の送配水管等の整備を今後進めていきたいということで、本年度におきまして大阪府並びに厚生省に対しましていろいろと御指導を受けまして、これから当事業の認可の申請をいたしてまいるところでございます、この改正の一部をお願いしたいということでございます。

あとの御質問の内容については、課長の方から報告いたします。

議長（藪野 勤君） 南水道部工務課長。

水道部工務課長（南 省一君） 和気議員の御質問の中の給水量、上水源の確保、それと新家地区の水源の確保及び水量ということだろうと思います。その件に関しまして、私の方からお答えさせていただきます。

給水量に対する上水源の確保ということでございますが、今現在認可水量が1日最大給水量3万6,700トン認可を受けておるわけですが、これが変更後3万3,000トンという下方修正になっております。その中で1日平均使用水量が今回の算定の中で1人当たり401リットルということで、それで積算した中で、今回の新家地区の配水区の戸数ですが、約6,000戸数です。それに1軒当たり平均4人ということで2万4,000人、これを掛けますと9,600立米が1日平均の必要量ということになりますので、この分に関しまして、その分で当然六尾の配水区から新家地区の配水区を分離するということになりますので、十分上水源の確保は図られるものと思っております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 新家の大きな開発、308戸の新たな住宅開発があっても、現在の新家地域に送給水している六尾浄水の水源だけで十分だと、こういうお話だというふうに思うんですが、ただ決算でもいわゆる府営水の依存率がかなりふえてきているわけですね。5.5%ふえていますね。実際上は前年度に比べてこれだけふえているわけですから、当然新たな上水源の確保、こういうことになってまいりますと、確かに可能だけれども、実際上これだけ現実にはふえるわけですから、その分はどこから取ってくるのかと。当然自己水か府営水ということになるわけですが、その点は六尾も府営水を送水していませんか。

それからもう1つ、府営水については例の和泉泉南線、そこから送水管が新家の方に向かっていて、これは直府営の方に、六尾からそこへ戻して、それから上げていくと、こういうことになるわけでしょうから、当然府営水はこの中に加味されているというふうに思うんですが、仮に加味しておらなくても、どこかでまた府営水の中央配水区とか、そういうところで府営水の依存率というのは高くなっていくわけですし、そういうことになってまいりますと、府営水はいわゆる完全高度処理化でまた値上げの話が20%ほど、これは行政官の専らの話になっているわけですね。そういうことで府営水の依存が高まれば高まるだけ、当然いわゆる収益的収支の水道料金にはね返ってくると、こういうことは当然水道会計のあり方から避けられないので、そういう点ではこの関係の開発、これによる影響、これは即水道料金にはね返ってくるだろうというふうに思いますので、そういう点で業者に対する具体の負担ですね。どの程度考えておられるのか、その辺をお出しをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 南水道部工務課長。

水道部工務課長（南 省一君） 和気議員の再度の御質問でございますが、先ほどの私の答弁の中で答弁漏れがございました。新家配水区に関しましては、新たに府営水道から新家分岐ということで水源確保しております。新たな新家配水区は、今現時点で私の方で考えておりますのは、100%府営水ということになります。それと、六尾浄水場からの配水でなっておりますが、六尾浄水場も府営水道が入っておりますが、新家地区の分が減る分、六尾の配水区の府営水の量は減るということで、トータル的には府

営水はさほどプラスにはならないという観点であります。

それと、開発業者への応分の負担ということでございますが、今回の大型の開発に関しましては、水道部といたしましては関係する諸施設の工事費に、新家配水区内の全戸数分を分母にしまして、開発区域内の協定戸数を分子とした率での開発者負担ということで、応分の負担を求める予定でっております。今現在、業者とはその方向で話を進めております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと私は答弁を先取りしたような質問の仕方をしたんですが、新家配水区は完全に100%府営水に依存すると。しかし、従来から府営水の一部を送水しておった六尾の分がなくなると。当然ですよ。その差し引きした、ちょっとこれ数字的に明らかにしてもらえませんか。308戸もふえるのに、新たな上水源を府営水に依存しないと。そしたら、当然自己水がふえるわけですが、その自己水はどこから、削井があるいは伏流水かと、こういうことになるわけですが、その辺数字的に、そこまで言われるのであれば明らかにしていただきたい。

それから、従来業者にお願いをしている負担については、拡張整備負担金というのがありますが、今言われたいいわゆる開発者の負担額を工事費掛けることの新家配水区域内の給水戸数分、これを分母として、開発区域内の協定戸数308戸と、これから試算するというのは、これは条例との兼ね合いではどうなるわけですか。条例よりもむしろこれの方が業者に応分のプラスアルファの負担をお願いするという数字になるんでしょうか。その辺はどうでしょうか。

議長（藪野 勤君） 南水道部工務課長。

水道部工務課長（南 省一君） 府営水の六尾と今度の新家の量という御質問ですが、ちょっと私の方、今現在資料を持ち合わせておりませんので、全体量はわかりますけども、その辺またすぐ報告させていただきます。

それと、先ほどの開発業者負担額でございますが、開発整備負担金とは別途求めることになります。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 拡張整備負担金の算定よりも高い方法で応分の負担

をお願いをすると、こういうことで、市には決してこの大型開発による市水道会計、企業会計ですから新たなマイナス要素は起こさせないんだと。いわゆる剰余金が、負債総額の方がふえるというようなことはないんだと、こういうことで理解をいたしますが、違ったらまた言うてください。

しかし、開発をやりますと大きな管を布設をせないかと、あるいは独立した施設を100%大阪府営水を分岐して使うわけですから、当然設備投資も伴ってくる。これはすべて減価償却として後年度の水道料金にはね返ってくるわけですから、これが水道会計の仕組みですから、こういう努力は私は可といたします。大変な努力をしていただいて応分の負担を求められているということで。なお一層こういう点では、もう値上げも必至だと言われている折からでありますから、必死の努力をさらに強めていただきたいというふうに思います。

それから、やはり308戸に1人当たり401リットルの水を供給するわけですから、当然これだけの分はふえるわけで、これは自己水で賄うんですか。府営水に依存しないということであれば、自己水で賄うんですか。その点だけ言うてください。数字は結構です。

議長（藪野 勤君） 南水道部工務課長。

水道部工務課長（南 省一君） その401リットル掛ける給水人口数のふえる量に関しましては、府営水に依存いたします。なお、足らずの分は、ほかの自己水をまた確保する方向で今検討中でございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 結局はそうでしょう。自己水で賄われないと。基本はやっぱり府営水だということになりますと、当然値上げを抱えている府営水に依存するわけですから、これは水道料金にはね返ってくるわけですから、そういう点も加味して頑張ってもらいたいと、こういうふうに思います。

それから、いわゆる拡張整備事業というのは、本来は新たな上水源確保のために特別な事業を起こすと。従来 of 既成の事業ではやれないと。資本投下をするための収支を求めながら、財源を求めながら新たな上水確保をやっていくというのが拡張整備事業の本来のあり方ですから、できれば——できればというよりも当然これは部長にお願いしておきたいんですが、そういう新たな上水源確保の提案の中身も、これはひとつ漏れなくこの中

に記載をしておいてほしい、こういうふうに思います。記載されていないわけですから、その辺は不備を指摘をしておきたい、こういうように思います。

以上です。

議長（藪野 勤君） 質疑ございませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） 前任者と重複する部分もありますが、もう一度お伺いをします。現在、本市の自己水と府営水への依存率はどないなってるのか、これが1点です。

それと、従来からちょっと本格的にまだどうかなと思うんですが、関西空港に従っての給水によって、現在の給水が限度があると。そういう視点から紀の川水系から上水道をとというような話もあったようでございますが、それらの状況認識をどうされてるのか。聞くところによりますと、もう貝塚市は受け入れ態勢をしいてると、こういうことも聞くんですが、そこら辺の関連について御答弁をいただきたい。

さらに、主に提案の理由は新家の地域に造成されております日本生命系統の星和不動産の開発だと思うんですが、今後いろんな形で関西空港2期工事の関連でこうしたたぐいの造成がなされると思うんですが、今後の上水道にかかわる計画的なものはきちっとあるのかどうか、あるいはまた開発者からこのようなたぐいの申請はあるのかないのか。そこらあたりの状況について御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 自己水と府営水の比率ということで、最近の平成10年度の9月の資料でございますけれども、自己水で35.2%、府水で64.8%というような状況でございます。

それから、紀の川利水の件につきまして、私の知る範囲なんですけれども、大阪府におきましては府の7次拡張事業ということの中で、現在建設省の所管におきまして和歌山市の紀の川の大堰を施工しているということ、14年度ぐらいには概成できるというような中で、それから補償工事につきまして二、三年程度かかるというような中身でございます、また大阪府の水需要の状況等も現在調査してる段階でございますので、その辺を検討した中で今後の紀の川利水の施工というんですか、その辺の状況

も漸次各市町に報告あるものと、このように思っております。

残りの分につきましては、工務課長の方から。

議長（藪野 勤君） 南水道部工務課長。

水道部工務課長（南 省一君） 新家以外の今後の大型開発という御質問だったと思いますが、今現在のところ、水道部の方に新家以外の大型開発という事前の協議等は参っておりません。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 自己水、先ほども質疑がありましたけれども、今後の本市の上水道に対する問題というのは、考え方というのは、ほとんど府営水に依存していくという形の形態をとるのか、あるいはまた別に水資源を確保して、六尾浄水場のような考え方に立つのか、そこらあたりはどういう判断を将来してるわけですか。これが1点です。

それと、紀の川水系の関係は何かまだ具体的に挙がってないようでございますけれども、大阪府から泉南市に対してこの関係についての相談とか協議とかいうのは一切ないのかあるのか、御答弁をいただきたい。

もう1つは、聞き置きますと、もう既に打診というところまでいってるかどうかわかりませんが、私の住んでる別荘地帯ではないんですけども、櫻井川の横に今、日本生命の同じ日生不動産が持っている空き地があるわけですが、あそこも約3万坪程度の用地ですが、そこに何かできるというふうなうわさもちらほらあるようでありますが、その地域には一切、私たちの地域も含んで、あの地域はほとんど泉南市から一滴の水ももらっておりません。田尻町の方でし尿も、それからごみ取りとなには泉南市がやっていただいているが、田尻町さんからいろいろ嫌みも言われるわけでありましたが、この前も石谷町長に嫌み言われましたんですが、あんたの面倒をわしらが全部見てますのやと。水も今言ったし尿も全部田尻町にお世話になってるわけですね。

したがって、何を言いたいのかといいますと、今後そういう地域に対しても、たとえ戸数が少なくても、府営住宅もそうでありましてけれども、ほとんど泉南市の行政区にありながらそうした恩恵に当てはめていない、こういうことがあることを認識をしてほしいなど。

そこで、今言うそういう開発が入った場合には、恐らく私は泉南市の方

から水を引かないとどうにもこうにもならんのではないかと思うんですが、もしそこらあたりの開発が具体的に上がった場合は、これまた水の給水ということになってくるわけでありますが、そこらあたりはどう考えてるんですかね。考え方がなければいけない結構ですが、そこらあたりについての御答弁をいただきたい。

議長（薮野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 4点か5点質問があったと思うんですけども、漏れた分についてはまた後で。

自己水源でいくのかどうか、今後府営水道あるいは自己水源、どのように考えてるんかというようなことでございますけれども、やはり自己水源は現状ではかなり取水が難しくなってるというのは、深井戸にいたしましても、現状掘りかえもするわけですけども、やはり何回も何回も掘り返しというようなわけにもいかないような状況でございますし、また先々般の議会等でもいろいろその辺の指摘があるようでございますけれども、やはり堀河ダムの水というんですか、金熊寺川の水につきましてもかんがい用ということで取水権がないというような中で、やはり夏の時期になりますと農家の方には御迷惑かけるというような中で、我々といたしましてもその辺十分配慮した中で取水を行うというような状況が続いてるわけでございますし、その点からもいきまして府営水に依存をしていかざるを得んのではないかとということでございます。

それから、紀の川利水についての市町への相談がないのかということでございますけども、現状ではそこまでは話はないわけですけども、府の協議会とかその辺あたりで、やはり府の水道部の方も入っておられますので、その辺の現状というような中身をお聞きするというような程度でございます。

それから、島原議員さんが住まわれてる地域ですけども、近隣市町の連絡管というようなものにつきましても、早急に着手しなければならない課題でございますけれども、泉南市民の方、また田尻町さんにはかなり迷惑かけてるということでございます。我々も、先ほど議員御指摘のように開発があった場合には、やはりその辺も考えて早急に対応を考えたいということもありまして、今後その辺の推移を見ながら早急に検討してまいりたいと、そう思っております。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 意見にかえときますが、今申し上げました余り自分とこの前のことを言いますと、また自分の利己的な、うまいことばかりということになりますから言いませんが、一生に一度は泉南市の水も飲みたいなど、そんなささやかな思いをしておりますので、どうぞあの地域も見逃すことなく、行政は公正・公平にやっていただきたいことと、水は人間にとっては命なんです。そういう意味では、府営水に依存することも大事でありますけれども、自前の水も飲めるように、今それぞれ健康水とかいって売っておりますが、議会の事務局にも健康水を買って熱心に飲んでおられる議員さんもいらっしゃるわけですが、いずれにしても水というのは今申し上げましたように人間生活にとって欠くことのできないわけでありまして、大阪府にまた頼ると、さっきの老人医療の問題じゃありませんけれども、いろいろ値上げをしてくるというようなこともありますので、自前の自己水の確保に全力を挙げてほしいなど。

意見だけにしておきます。以上です。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 1点ほどお尋ねしたいんですけども、今泉南市で使用している総水量のうち、生活用水と工業用水の比率、わかっておればお教えください。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 今現在のところ工業用水はゼロでございます。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 僕が聞いとるのは、工業用水が入ってないのは知っとるんですわ。しかし、総水量のうちに生活用水、飲み水等に使う水と企業が使う水、営業するために企業が水道水使ってますわね。その辺の比率を僕は聞いとるんですけども。

議長（藪野 勤君） 南水道部工務課長。

水道部工務課長（南 省一君） 上山議員の御質問でございますが、うちの方で純然たる工業用としての使っている水量と、生活用の使っている水量というのを今現在把握しておりません。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） なぜこういう質問をするかといいますと、大阪府も

高度処理水にして水がおいしくなったというふうな宣伝をしながらコストが高くなっていると。近々府営水道の値上げも予定されてるという中で、やはりこの泉南市も企業を誘致して活性化させようという中で、工業用水というのは僕は必要じゃないかと。こんな高い水を使って生産活動してペイできるかというたら、なかなかペイできんわけですね。そうすると、それなりの企業活動、そこで生産活動するための水というのは、やはり工業用水が必要じゃないかと思うんですわ。そういう中で、配管はりんくうタウンのレンタルのニッケンのところまでは来とるんですね。そやから、今後こういう水需要が逼迫する中で、やっぱり将来を見据えた中で工業用水の配管、配水等も考えていかなければならないと思うんですけれども、その辺の考え方、どのように考えておられますか。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 先般私、大阪府の水道部の方にその辺の件につきましてお尋ねいたしましたところ、泉南市の球場ですか、その辺あたりまでは来てると。そしたらなぜ送水できないんかということをお聞きしたところ、採算性が合わないというような状況で、府としては府営水が赤字というような状況らしいんで、その辺現況では送られないようなことをお聞きいたしておるわけでございます。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 最後に意見としてですけども、水道部としては今の飲み水の、先ほど把握してないというふうな答弁があったわけですけども、やはり企業が営業活動をやっていくための水と飲み水というのは、ある程度把握してる中で、これだけのものの水道水、飲料水が工業用水に消えてるよという形で、やはり府の方に提案の持っていき方の中でも、そういう数字を把握した中で、こういうふうなむだが出ておりますよという提案の仕方も僕はあってしかるべきやと思うんで、今後その辺のことを考えた中で、もう少し統計分析もされながら、本当に貴重な水を大切に使うための行政をやっていただきたいと思っております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ちょっと風邪を引いてるので失礼します。

今の上山議員からの質問の関連でございますけども、今泉南市は下水道

がそれぞれ完備してきてますね。今のお聞きしたら、企業に対しては工業用水が行ってない。そうすると、今後将来は水道料金が下水料金にそのまま加算されていきますでしょう。そのときに工場側が一体どのような高い水を払うかということも出てくると思うんですね。今現在はまだそこまで行ってないからいいけれども、今度は水を使った量が下水料もそこへ加算されてくるわけですよ。そしたら、工業用水の何倍かの金を払って企業はやっていかならんと。何も企業の肩持つわけじゃないんですよ。だから、そういうことも含めてコストが高いのではなしに、コストが高くてついても将来はそれが安くつくんだと、それが泉南市の企業の発展につながるんだと、こういう観点でやっていってもらうように考えていただきたいと思います。

議長（薮野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（薮野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時30分まで休憩いたします。

午後3時 2分 休憩

午後3時32分 再開

議長（薮野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第11号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（薮野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第11号、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。議案

書 49 ページでございます。

提案理由でございますが、計量法の改正に伴い計量単位を国際単位系に係る計量単位に変更する必要が生じました。具体的に申し上げますと、時間当たりの熱消費量を示す「キロカロリー毎時」を「キロワット」に、圧力を示す「重量キログラム毎平方センチメートル」を「キロパスカル」に、発熱量を示す「カロリー毎グラム」を「キロジュール毎グラム」に改正するものでございます。

また、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、近年の技術進歩によりまして、従来の危険物の配管は金属製のものとしておりましたが、それ以外の材質にありまして、強度、耐薬品、耐熱、耐腐食性の観点からもすぐれたものが開発され、これらの材質のものも使用できるよう規制緩和することとし、泉南市火災予防条例の一部改正について地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、施行の期日につきましては、計量法の猶予期間が平成11年9月30日までとされているため、計量単位に係る改正条例案につきましては平成11年10月1日とし、危険物の規制に関する政令の規制緩和に係る改正条例案については、公布の日とするものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第12号 市営住宅家賃支払請求に関する調停の申立てについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第12号、市営住宅家賃支払請求に関する調停の申立てにつきまして、その概要を御説明を申し上げます。議案書55ページでございます。

提案理由についてでございますが、泉南市営氏の松、砂原、高岸住宅、3団地計65戸のうち、62戸の入居者が平成9年9月分以降の家賃を供託し、現在も未収納になっていることから、その当該家賃の支払いを請求するため調停を申し入れるものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものでございます。

市営住宅家賃の変更の経緯について、及び供託についての概要は議案第12号を参考として、議案書57ページから59ページにお示しさせていただいているとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

2番（小山広明君） 今助役から御説明がありまして、この問題についてはかなり長い間、この住宅の払い下げ問題については議論されておりますから、十分議会においても理事者においても議論が出尽くしておると思うんですね。今回出されておりますのは、家賃支払請求に関する調停ということで、ここの理由に述べられておりますが、未収納になっておるということと、それから議案の参考資料の中では新家賃の決定を不服としてというように記述されておるわけなんです。この議論は一般質問の中でもありましたが、新家賃の決定に不服があったのではないように思うんですがね。

新家賃になったことは別に問題にしておらずに、その家賃を払うことにおいて入居者が納得いかないということでの家賃の供託というように私は理解しとるわけですが、そのこともこれまでの総務委員会なり建設常任委員会の中で市長の方から述べられておるのは、当然過去の経緯は認めた上で、一番初めにこの問題が始まりますのは町時代の上林町長時代にこうい

う市営住宅の払い下げが、いわゆる行政の方の当時ですから、入居時に譲渡の確約をしていたためということで、泉南市からの公文書といいますか文書の中でも説明されておるように、今でも3大都市圏は建てかえということが通達ではなされておりますが、一般的にはやはり払い下げてもいいような状態になれば払い下げるということは、法は変わっておらないと思うんですね。

そういうことから議会にも195戸、いわゆる今の3団地を含む13団地の払い下げを財政問題と、それから老朽化してということを経由に掲げております。この当時、15年たってこの理由が述べられておるわけなんです。老朽化に至ってはその後さらに25年間経過しておる住宅なんですね。そういう点では、このときに行政として示された払い下げの理由というのは、私は今もやはり生きておるのではないかなと思います。

そういう中で、3団地が残されまして、重要なのはその後ですね。3団地が残された後、通達が出るわけなんです。通達が出た後も12年間の市政の中で、必ずこの3団地は払い下げを行いますと。二重地番なり旧名義の切りかえ、また1団地はすぐにでも払い下げをできるんですが、それは時期を失しておりましたから一回にしてくれと。やはりある意味で通達が出た後ですから、一回にその問題、いわゆる表現的に怒られるのは一回にしてくれということで、この3団地が待たされてきたわけですが、そのときに当然払い下げをするというのは行政決定、これはだれにも疑いのない行政決定ですから、そこには当然家賃は上げませんというのは当たり前で、そう言ってるわけですね。家賃を上げるよりも先に払い下げたら、それで家賃問題はないわけですから。

そういう経過で来たものが、今度の新しい新公営住宅法の中で収入に応じて家賃を決定しなければならなくなると、行政の裁量でとめておくことができなくなったと思うんですね。そして、家賃を上げる決定を議会を通して行われた。そのことについては、先ほど言いましたように決定に不服があるということではなかったと思うんですが、ただ市長の方からは払い下げをするという文言がないと家賃を払えないということが建設常任委員会であったんですが、その後その発言を聞いた入居者の代表の方が市長あてに申し入れを行ってますね。

私たちは過去のそういう経過がありますから、払い下げにはリンクしな

い。もしリンクした場合には——文書ですから正しく読みますと、払い下げ問題には「リンクしない。しかし万一リンクした時には泉南市（市長）がその責任のすべてを負う。」という、こういう文言を入れていただければ、客観的には市が約束したことですから払い下げしますと、払い下げするまで家賃は上げませんよということが言われて、住民はなかなか払い下げされないことが、待てる状況にあったわけですね。そういう1つのセットになった件と思うんですが、その一方を値上げを入居者が認めるとなりますと、客観的に言えば、もう値上げしてくれというのは市の強い建てかえという意向があるから、あきらめたんではないかなと。あきらめないということに乗るわけないわけですからね。

僕も一般質問の中でも申し上げましたけども、私聞き取りをしなかったところがあったので回ったら、若い方でしたが、何で値上げを我々認めないかんのやと。払い下げします、払い下げまで値上げしませんよと言われたんだから、早く払い下げしてくれたらいいやないかというような若い方の発言でした。私はそれに答える言葉がなかったんですけども、しかし1,500円というのは余りにも安いのでね、市民感情からいっても、そんな安い家賃も払えないのかということでは、やっぱり市民との関係でまずいんじゃないですかと。だから、入居者の全体は上がった暫定家賃を払うことを了解したんじゃないでしょうかと。しかし、それは絶対にリンクしないということをやはり約束するということが絶対的な担保ですよということで、それで市民からというか、何でそれで新家賃のんだのと言われることについては答えれるんじゃないですかと、そういう話で私は終わったんですが、だから私は今議論しとってても、市長の思いと入居者の思いは、この家賃を払うということについては余り争点ないと思うんですよ。市長も言っとるようにね。

だから、市長がここで、入居者はもう文書で言うとするわけやから誤解はないと思うんですね。市長は払い下げしてくれと書けといたら、それは市長は問題あると思う。まだそういう状態でないからね。しかし、文書でこうやって固定的に出しとするわけですから、これもこの議案が起こるまでに直接市長とお話ししたいという申し入れもしとるはずですよ。しかし、それは市の方の都合があるんでしょう。それはされてないんですね。だから、これについて市長の考えもあるかもわかりませんが、入居者の意思統

一としては、要するにリンクした場合には全責任を持つということさえ入れてもらったら、我々は家賃を払いましょうと言っとるんだから、余り争点がないんじゃないかなと思うんですね。しかも市民の大事な、この財政危機という中に90万も予算、この後上がっとるわけでしょう。

これはすぐに、私は一番初めに申し上げたかったのは、こうやって議論しとるわけですから、私も市長の言うことがいいなとなったら改めます、僕の意見。市長もやっぱり議論して、ああなるほどなとなったら、それは変えたってだれの恥にもだれの権威にもならないと思うんですよ。そういうことが議会が活性化し、市民にも議会が理解される大きなファクターですね。

でないとお互いに答えが固定しとって、ワー言うてセレモニー的にやって、後で採決して終わりと。これでは傍聴に来られとって、何かお互いの意地の突っ張り合いしとるんで、これはおもしろくも何にもないわけですね。やっぱり議論の結果どうなるかわからん、伯仲、手に汗を握るような、そういう議論が僕は議会の活性化につながると思うんで、ぜひ私が今提起したことに市長は答えていただいて、いや小山が言うのはそれはちょっと問題だということであれば、御答弁いただければいいんですが、さっきの一番初めに言った不服ということではないということ、ここにはそう書いてありますけど。そういうことをぜひ御答弁をしていただいて、この議案が終わるときにはみんなが笑って、ああよかったなというように。別に市長が出すことが絶対パーフェクトではないわけですから、議論を通していい結果をつくり出していただければと思いますので、よろしく願いします。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今小山議員の方から、12月14日付で上月さんの名前で私あてに申し入れ書というのをちょうだいをいたしております。ずっと読ましていただきまして、そして今言われた「払い下げ問題」と「家賃値上げ」は別問題で“リンク”しないとの説明について、それならば、供託開始以前になんども協議した席上で、「確認書」の文言に「リンクしない。しかし万一リンクした時には泉南市（市長）がその責任のすべてを負う。」との一文を付記することを求めたが、行政は公文書に責任を明確にすることは出来ぬと回答、不調に終わった。我々は要求が通れば直ちに新

家賃支払に応ずるとその都度答えて来た。」とあります。

この言い方と、それから私、この間議運のときですか、我々の最終の確認書という書名で出さしていただいた確認書と、文言は若干違いますけども、内容は同じなんです。もうこの前読みましたので改めて読みませんけれども、払い下げ要望及び泉南市公共賃貸住宅再生マスタープランの協議と関連するものでないことを、責任を持ってというのは当然市長ですね。責任を持ってここに確認をいたしますというふうにお示しをしているわけですから、ここに書いておられる関連するものでないというのとリンクするものでないと、まあまあ一緒ですわね。そして、その責任は泉南市長がその責任のすべてを負うと書いてくれというふうにおっしゃったということであれば、今言いましたように関連するものでないということ責任を持ってここに確認いたしますと明確に書いているわけですから、もし今私が言ってるようなこの文言、提案している文言と、上月さんの方で言われてる万ーリンクしたときには泉南市長がその責任のすべてを負うというのと同じだというふうに私は考えております。

ですから、私もこの前から言うてるように、この家賃についてそんなに天と地ほどの開きはないというふうに思ってるんですよ。ですから、こういう文言でいいですよということが改めて入居者の皆さんも確認できれば、これは代表の方1人のお名前ですから、この方がすべて全責任を持って代表されてるということであれば、こういう書き方でええと言うのであれば、それはそれで私はいいと思いますけど。同じですから、書いてあることは。そういうことでございます。

議長（薮野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） まあすべて解決したんですけどね。私、質問はあとする必要はないわけです。この問題についてはね。だからどうします、市長、あなたは代表1人の名前って、これ代表と書いてあるんですから。ここまで明るい回答を、僕は議員してこんな満足な回答いただくことはないんですけども、ただ上月保人さんは三住宅世話人会代表という形になっとるんやから、何もみんなの意思を確認しなくてもこれにね。いや、私はこれじゃ困ると言ったらそら別ですよ。そういう声が出なければ、今市長が言ったこの文書でもいいですよというのであれば、あしたの日でも供託してるお金は入るんですから、それでもいいんですけどね。

議長、これどういう取り扱いしましょうかね。もういいですけどね。戻るようなことしないでしょな。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、ここに三住宅世話人会代表、上月保人というふうに書かれておりますから、私どもとしたらここに書かれてる文言が、もちろん代表というふうにおっしゃっているわけですから間違いはないとは思いますが、確認をしないとイケませんね。本当にそうなのかどうかというのをね。

それから、今言いました言葉の若干の違いはあるんですが、リンクをしたときには云々というのと、私のこれと同じなんですよ。ですから、これでいいならばこれで私はいいですよということを申し上げてるわけですよ。（小川広明君「これでと言うのは、こっちでしょう」と呼ぶ）いやいや同じですからね。（小山広明君「同じだからこれでいいと言ったんでしょ」と呼ぶ）いえいえ、同じだったら、これでもこれでも同じでしょう、意味は。（小山広明君「だから、これでいいでしょう。そう言い切ったじゃないですか、さっき」と呼ぶ）だから、リンクしたときには泉南市長がその責任をすべて負うと書いてあるわけですから、もちろん皆さんのおっしゃってるのと私が書いてるのと同じでしょうということです。（小山広明君「ちょっと待ってください」と呼ぶ）どこが違うんですか。

〔小山広明君「議長」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 今論議が進められておるわけでございますが、ちょっと私の方からですね。

〔林 治君「議長、議事運営で」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 林君。

2番（林 治君） 恐れ入りますが、今小山議員質疑中なんですけど、市長と小山議員の間で、私が持っているということで市長が資料を示されるんですけど、できたら議長、全体にわかるように市長の持っておられる文書がどういうものか、配っていただいた方がいいんじゃないですか。でないと議論に参加できないと思うんです。

議長（薮野 勤君） 今、林議員の方から資料の全体的配付の要請がございましたが、それにつきましてはやはり全体的に議員の方で御理解いただくということの中で、資料の配付の方をお願いしたいと思いますので。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 5 分 休憩

午後 4 時 2 2 分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどの件について再度答弁をいたしますが、私どもの確認書、これは成案になっておりませんので、最終案ですね、そこへお示しをいたしております。私どもは要するに払い下げ問題、あるいはマスタープランとの協議については、この家賃とは関連をしないと、そういう確認を責任を持ってするというにいたしております。その他の協議事項については、早期に円満解決に向けて努力すると、こういうにいたしております。

そして、14日付でいただいた分で、「リンクしない」、ここはいいと思うんですね。あと「万ーリンクした時には」云々というのは、これは入居者の皆さんもこちらと違うというふうなことを言われてますので、ちょっとどういう意味か確認する必要があるというふうに思っております。ですから、私どもが最終案としてお示ししたこの確認書、これでよければいつでも我々の方は対応するというふうにいたしております。

こちらの方については、この後段の部分についてはちょっと解釈がいろいろあるように思いますので、これはちょっともう一度確認しないとけないというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 小山君。小山君に申し上げます。再度の質問でありますから、会議規則に従った質問回数でひとつ終了していただきたい。申しとおきます。

2番（小山広明君） 初めに市長が案として示されたものと、これは私も、もしリンクした場合にはその責任のすべてを負うということとは全く同じなので、そちらの文書でもいいですよということを明確に答弁されたわけで、これは先ほども私言いましたけども、払い下げをせえという文書を使うとるんだというようなことも、これまでの委員会でも言われておりますので、それは大分違うし、こういう文書できちっと出とるわけですから、住民はこれ以上のことを要求しないわけですからね。そういう点では議案をこういう形で上げて市民をある意味で訴えると。私も先ほどもいろんな

理由は言いましたけども、市が明確に長い行政期間の中で払い下げをするというようなことを明確にしてきて、このことは市長もほかの議員の質問にも全く住民には悪いところがないということをやるとるわけですから、そういう背景を考えるなら、こういう議場にそういう自分の非を全く省みずに住民に対して訴訟を起こす。しかも、大事な90万というお金を使ってまでやるというのは、私はほんとに考えられない市長の対応だと思いますね。

これは、これまでも十分議論されてきておりますし、市長が先ほど明確にそう言ったことは、再度休憩が入って、なお訂正もしておらないわけですから、それは私は市長の答弁として、市長も確認をすと言っておりますけども、しかし今日までここでこういう議論をして、若干市長のニュアンスが変わるような、そういう対応というのは市民に対して大きな混乱をもたらしたし、議会に対しても大きな混乱をもたらしたということで、大変残念であります。

意見を申し上げまして、後の採決の中で私も自分の意見を言っていきたいと思っておりますから。そしたらまた私も言わないかんですよ。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど同じじゃないかというふうに私申し上げたところでございますけれども、入居者の皆さんから意味が違うんだというお話がございましたから、先ほど答弁いたしましたように、この点については再度確認をしないと、後段の部分ですね、これがどういう意味なのかということについて再度確認をしないと、私の言ってる趣旨と同じ意味なのか違うのかももう一度確認をしないと、違う意味ならば違うで我々の方も再度検討をしないといけないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） まだ私の方でも確認をしておきたいんですが、今この市長からの文書、初めて見ました。これは四、五日前から何か机の上に置いていただいていたおった書類やと思うんですけども、私の聞きたいのは、それぞれ本会議場に文書を持ってきて確認することも大事ですけども、問題はこの議案の提案に対して、具体的に書かれてるわけですね。

今、小山議員と市長のやりとりは、大体これでよかろうと、そしたら問

題おまへんということになってるわけですがけれども、問題はそういうことも大事ですが、このもともと事の起こりというのは市営住宅を払い下げしてくれということの事の起こりなんですよね。それで話が一向に、市長の方は建てかえということに切りかえて説得してるけども、なかなか建てかえの問題も前進しないということで、住宅に入ってる方々は、それやったら家賃の値上げがあっても市にはお支払いしませんぞと、供託しますよという回答が来てるわけでしょう。

したがって、今市長のおっしゃる意図は、先ほどの小山議員の質問に対しては、一回私のつくってる文書とこの文書のすり合わせをしないと、末尾に書いてる一番最後の一、二、三の内容というのはわからないと、こういうことをおっしゃってるんですが、それはどういうことなのか、ちょっと御答弁していただけますか。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私ども書いておりますのは、入居者の皆さんが当時の市長が払い下げをすると。そして、それまでは家賃値上げをしないというふうにおっしゃったということをおっしゃってのわけですね。その間、それがどのぐらいのスパンのことをおっしゃったのかわかりませんが、あれから二十何年たってるわけですね。ですから、我々は当然家賃は適正な価格というのがありますので、物価の変動なり、あるいは今度新制度によって当然改正をしていくんだという考えでおるわけですね。それで改正をしたわけなんです。

ところが、入居者の皆さんは、家賃そのものの値段はそんなに高いとは思わないということなんですけれども、それを認めると、要するに自分らが言っておった払い下げの要求そのものもなくなってしまうのではないかと。要するに、リンクというか関連づけて、家賃を認めると自分たちの主張である払い下げ要望というのが取り下げられるようなことになりはしないかという御心配だったと思うんですね。

私どもは、そうではありませんと。家賃というのはもともと使っていた代償ですから、これは当然お使いいただいている以上は払っていただかなければいけないと。ある一定時期が来れば当然改正もしていきますと、こういうことなんです。それで、心配しておられる払い下げ、建てかえという問題については、この家賃とは切り離しますよと、関連させま

せんということをお願いしてあげていただくわけですね。ですから、ここに明確にそのような意味のことを書かしていただいて、最終案という形でお示しをさせていただいたんです。

この14日付というのは、今まで交渉してきた話とこの中身が若干違うと思いますね。ここに書いておられるような「リンクしない」、ここはいいと思うんですね。後の「万ーリンクした時には」というのは、どういう意味なのか、ちょっと私もさっきパッと見て、そう違わないのかなというように思ったんですけども、入居者の皆さんも違うよというお話もありましたし、私どもも帰りましてどういう意味かなというふうに考えた場合に、一応切り離すという部分がいいと思うんですね。争点はないと思います。

あと、「リンクした時」というのは、要するに建てかえになった場合のことをおっしゃってるのか、あるいはそういう要するに長期的な話し合いのことまで視野に入れておられるのか、あるいは家賃の値上げを認めたら即建てかえを認めたというようなことを市が言い出すのを防ぐためにこういうふうに書いておられるのかですね。この辺がちょっと非常に読み取りにくい部分がありますので、再度この辺の文言については確認をしないと、ちょっと私どもとしてもいけないなということを感じたということでございます。

議長（薮野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 問題は、基本的には私たちもそれぞれの立場で議員という職業についておりますから、地域住民の要望なり一市民の要望は、地球市民全体の責任を負えといってもなかなかいかんですけども、個々の問題についてはお互いの責任があると思うんですね。

だから、この問題は根本的に考えれば、基本的に考えれば、もうこれ長い話ですわな。だから、今市長おっしゃってることも、私のお願いしたいのは、もう市営住宅は払い下げるのか払い下げないのかという政治判断を、最終的な政治判断をあなたはするべきですよ。

だから、幾ら一時的にこれが円満解決しても、ある意味ではまた後に残る問題は、払い下げをするのかしないのかという問題がリンクしてくると、こういうふうに私は判断しますよ。家賃が高いとか低いとかいう問題じゃない。基本的には払い下げをしてくれという住宅の、大多数の方々だと思

うんですけれども、そういう意向があると。したがって、その中間に値上げというものが出てきたと。だから、住宅の入居者の方々は払い下げという言葉がない限り、一定の家賃についてはお支払いするのができませんと、そういう言い方をしてるんで、問題はお互いの権利、義務を果たしていくという立場からすれば、あるいは市民全体からすれば、不公正なことではなくて私はきちっと整理をしてほしい。これが1点です。

もう1つは、何も事を構えて裁判所に行くとか調停を起こすとか、そういうことではなしに、あなた自身が市長ですから、今住宅の代表者の方が恐らく来られてると思うんで、小山議員さんの質問に対して、そういう意思があるなら全部の会派なり議員の皆さんに、ちょっと休憩してもらって、正副議長がおられるわけやから、一応第三者、正副議長に任して、当事者同士でこの問題の内容について検討していくという、そういう誠意もやっぱり——誠意持ってると思うんですけれども、そういう時間を取らないとこれは我々判断にも困る部分があるわけですよ。

ですから、これをどうするんですか。ここで議論せえといったって、市長はこの文面で大体いいやろということを行いますと、これはやっぱり僕らもそういう判断しかねる部分がある。いや、市長はこれはあかんと、あくまでも私のこっちの考え方でいきますんやということなら、それでよろしいんやけども、もう少しお互いが話し合いをして、きょうじゅうにするのかどうかは別にして、時間を皆さんにお願いして、どうなるかわからんけれども、和解するなら和解する、話し合いできるならできるということ責任者として僕はきちっとすべきだと思うんですが、いかがなものですか。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この確認書を最終案出したときには、こういう言い方ではなかったと思います。ですから、こういうふうになってしまってるんですね。後の文だと思いますね。ですから、上の「関連するものでないことを責任をもってここに確認致します。」というところは、そんなに争点なかったというふうに聞いております。

ですから、今島原議員言われましたように、この今の書き方が、私どものこの案と入居者の皆さんのこの案とどう違うのか、あるいは話し合いで歩み寄れるのかということだというふうに思いますが、私どもは市長名で

出すというのは責任を持って当然出すわけでありますから、最終案、これで御理解をいただきたいというふうに思いますが、若干の文言の修正でうまくいくというのであれば、それは話し合えばええというふうに私は思いますけどね。

〔嶋本五男君「議長、議会運営」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） ただいまのは、この議案につきましては当初我々予測していなかったこういう書類が出てきたんですね。今の市長のお考え方と住民の皆さんのお考え方と似てるところと、またちょっと違うところがあると。それで、この議案を可であるとか否であるとかということではなしに、最終本会議まで日にちもあるんですから、なんでしたらもう本日は置いて、最終本会議までに一遍住民の方と調整してもらって、それが双方が合意するんならば、この議案はそのときに議運に諮るか何かして、廃案にするなりなにするなりできるんじゃないですか。

今まだ住民の意思もはっきり、この文書の中では市長がもう少し確かめられないかというところがあるでしょうし、住民の方も思い入れがあるでしょうからね。それがここまで文書がお互いに来てるんでしたら、この月曜ですか、最終本会議までにもし煮詰まるものなら煮詰めていただいたらいいんじゃないですか。それか、このままやっていくのかね。それは議長の判断ですけれども。そこらは議長、判断してもらわなったら、このまま行っちゃって正直言って話がわからんんじゃないですか。その点一遍、議長の御配慮を願いたいと思いますけども。

議長（薮野 勤君） ただいま嶋本議員の議会運営についての御発言がありました。ただいま上程されておりますところの議案の内容といたしましては、ここで家賃の支払請求に関する調停の申し立てということでございます。その前後のつながりの中で、それぞれの関係しておるいろんな事象そのものについての整理も必要であることは当然でございます。

ただいま島原議員の方からも、今回のこの文書の内容の中での違い、それについての精査については正副議長でもってその辺のことの調整があってもいいのでなかるうかという御提言もいただいたわけでございますけれども、議案としては今日この中でお互いに内容が確認をもって一致するかどうかということについての判断は、各個々の議員にひとつお願い申し上げ

げて、この議案の審議を続行してまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

〔巴里英一君「議長、議事運営」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 巴里議員。

25番（巴里英一君） 先ほど小山議員と市長の論議と申しますか、答弁と質問を見ておきますと、大体似たようなとこやというような言い方になってくると、現在上程されているこの議案そのものが不要でなくなるんじゃないかという解釈をせざるを得ないんですよ。そういう答弁のあり方であれば不要でなくなる。それなら、それを調整し直さなきゃならないじゃないですかと、こういう見解を持たざるを得ない。

再度このまま行くということでしたら、それは議長の判断ですからやむを得ませんけれども、できれば調整し直して、できるもんなら無理してやらなきゃならないものでも僕はなかるうというふうに思うんです。

そういう点で、島原さんも嶋本さんも言うてる面で私は賛同できますので、今すぐにやってどうのこうのということでもないんで、できるだけ図れるだけの努力はして、そして最悪やむを得ない場合は議会で議決をするというふうにしていただく方が僕はいんじゃないかというふうに思います。

議長（薮野 勤君） ただいま巴里議員の議会の運営についての御発言でございますが、先ほど申し上げましたとおり、このお互いの双方の払い下げ問題についての交渉経過の中で論議を戦わされておることとございまして、ここで新公営住宅法によるところの家賃の値上げと、そしてその支払いについては、私は1つのここで提案された議案からいたしまして、ここでそのことについての調整の状況がどうであろうとも、審議を続行して、そして皆様方の採決をお願いしたいと、このように思いますので、審議続行いたします。

〔林 治君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 林君。

〔島原正嗣君「まだ1回残ってるんや。2回しか言うてない」と呼ぶ〕

22番（林 治君） そしたら、議事進行があるんですけども、島原議員が発言されてからします。

議長（薮野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで3回目ですから。規則はちゃんと守ります。

市長に再度お伺いしますが、家賃は家賃としてのお支払いをしてくれと、払い下げ問題なり建てかえ問題は、これは別問題だと、こういうことですね。これはやっぱりはっきりしとかなないと、ちょっとぐあい悪いでっせ、ある意味では。だから、そういう払い下げ問題については話し合いの用意があるという言い方と、あるいはまた建てかえ問題についても話し合いをする用意があると思うんですが、そういうことについて、この2点については別問題で、家賃だけとりあえず払うといてくれと、こういうことでしょうか。ですから、入ってる方々、入居者としたら、そういう言い方をしたら、今まで払い下げをしてくれ、いや検討しますということになってきて、最終的にまだきちとした払い下げはできませんよという回答は市営住宅の皆さん方にしてるわけですか。してないんでしょう、恐らく最終的には。

そら幾ら言ったって、裁判所に例えば提訴しようと、これは私は泉南市民の市長として払い下げについてはこういう考え方ですという明確な回答は3団地の方々には回答してないわけでしょう。場合によれば払い下げもありますよということなのか、いやそれはもう全然ゼロで白紙ですよと、もう建てかえ一本ですよということなのか、そこをちょっと聞かしてください。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これはもう以前に建てかえということで明確に入居者の皆さんにもお話をしております。それから、全員の方にも水道の3階で集まっていたいて私の方から説明もいたしました。ですから、建てかえということでございます。

ただ、建てかえという中も、一応マスタープランありますけれど、それについてはしばらく留保してほしいという話もありましたから、そのとおりやるという意味ではございませんで、マスタープランはマスタープランですから、その建てかえる中でもいろいろ最近新しい制度が出てきましたから、そういう中でできるだけお互いに接点を見出せる点があれば見出していきたいと、こういうつもりでございますので、その判断そのものはもう4年ぐらい前にやっております。

議長（薮野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君）きのうから議論がありましたように、こういう問題になってるのは、私が何回も言うふうに、払い下げをしてほしいという側と、それはできませんよという側との意見対立ですよ。ですから、建てかえでなしに払い下げをすればよかったら、きょうでも恐らく家賃払ってもらえると思うんですわな、ある意味では。だが、市長のおっしゃるのは、払い下げはもうでけへんと、こういうことを明言してるわけですから。

それと、もう1つは、過去の市長が約束してるのやないかという、こういう質問に対しても、過去は過去、現在は現在というあなたの市長としての判断をしてるのかどうかですね。どういうことがあっても私は、裁判所に訴えられようと何されようと払い下げはしませんよということなのか、いやいやそれら場合によっては考え方を変えますということなのか、最後に1つ答えてください。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 建てかえをいたします。

議長（薮野 勤君） 林君。

22番（林 治君）この問題は、たしか昭和48年ごろでしたか、3住宅についての払い下げをしてからの議題ですから、何十年経過してきてるわけですね。それだけに議会でもこの問題の議論というのは非常に大事な問題ですし、それだけの十分な議論をここで議長の方では保証をしていただくことが大事だというふうに思います。

それで、私は市が市民を、たとえ調停であろうと、この議案は単なる調停だけじゃなしに、裁判所への提訴もさらに簡易裁判所から本裁判でやっていくということも含めた議案になってるんですよ。何かといたら家賃を払わないからだと、いわゆる未収納になってると、未払いになってると、だからだというのが理由でしょう。それで、今こういうふうにされると。そしたら、じゃ今の泉南市の実態からどうかということをもまず考えなあかんです。

泉南市に市営住宅が全部で433戸ですか、ちょっと数字が不正確に言うたらいかんで、入ってないのもあるからあれですけど、466戸ですか、あるわけですね。それで、ちょっと資料を見ますと、9年度決算で見ると、先ほどから議論した市営住宅の中で、例えば同和住宅関係で9年度で1,535万のうち137万円が未収入になってるわけですよ。それ以外

に、この今の問題になってるところは全部供託をしてるんですね。いわゆる払う意思がないんじゃないしに、供託というのは払う意思があるけれども、そこに問題があるからという形をとってるわけですよ。これについて去年9月からの以降がそうになってるということで、即こういうふうにすると、この部分だけそうするということは、私はこれはちょっとやっぱり問題ではないかなと。

それからさらに、この議会でもよく議論になったのは、今の市税の収入の問題ですよ。83.6%でも府下最低なのに空港関係を取ったら78%しか収納されていないと。例えばこういう問題は一体どうなるんやと。10億からなるやないかという問題もあるわけですよ、金額の面でいうと。例えばそんなことも含めて、やっぱり我々議会としては今ここでこの3団地の61人の方だけを取り上げて、そこで提訴すると、こういうことをやるということはやっぱり私は本来軽々にやるべきでもないし、話し合う余地があるなら、私は市の側と住民の皆さんとの間での十分な話し合いをきちっとやってほしい。

本来、公営住宅ですから、市長もよく言われてる市民の財産を使ってもらってるという問題があります。私もそのことはよくわかりますし、一般論的に言うことと、ただこの場合は一定の経過があるということ踏まえて、例えば1,500円だったというこの家賃が、ずうっとそのままであった。長いことそうであったと。平島市政をそのまま継承すると言うけど、その平島市政のときもずうっとそのままであったわけですから、だからそれにはそういう理由があったわけですから、そういうこととの経過でやっぱり物を考えないかんし、そこで、きょう問題になっております確認書のことなんですが、この確認書で今市長がここの下のところというのは、市長、ここはできるだけ冷静に、議会の中ですから、よく話し合った形で私は冷静に議論せないかん問題だと思います。

この確認書の上の4行では、市長はちゃんと大体住民の皆さんのおっしゃってることと同じことを言っていると、これは間違いないと。あとの2行のところ、先ほどから聞いてるとこの2行でしょう。「なお」でしょう。「なお」というところからの文言で、この若干の文言で修正が必要かも、意見がちょっと市長の側の思いと住民の皆さんとの思いが違ってるかもわからないと、話し合う必要があるということ先ほどからお2人の質問に

対して答えておられるんで、この確認がきちっとできたら、今市が示す家賃は収納されるというんですか、供託してるから一切払わないと言うてるんじゃないしに、供託してるということは払う意思を示してるということですから、それとの兼ね合いでそこのところはちょっとはつきり私も知りませんので、その点は調整つけば払ってもらえるということになると、この議案は要らなくなるんですよね、実際上は。そうでしょう。

しかも、この議案は泉南市全体の中で見れば、この61名の方に対する対応としては、これはやっぱり市が市の大きな金をもって、権力をもって住民を提訴——これはね、それに議会としてもしか手をかすとなるとこれは大変だなと、恐ろしいことやと思いますよ。私はそこを心配するので、もしかにはつきりと話し合う余地があるというんであれば、話し合いができたなら解決するんやったらこんな議案は本来要らん議案ですから、僕はそこを市長、はつきりと答えていただいて、この円満なる解決の、そういう意味での円満なる解決です。ここの文言の中の円満とちょっと意味が違うと思いますが、その点、市長どうですか。

議長（藪野 勤君） 質疑の途中でございますが、本日の日程上、会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

向井市長。

市長（向井通彦君） 今供託されておられるんですけれども、それは旧家賃分を供託されてるわけなんです。改定した家賃は供託されておられません。そういう状態ということを1つ申し上げておきます。

それから、この確認書の件ですけれども、私どもは皆さんの御心配ということについては、この私名の確認書の案、これで十分達成できてるのではないかというふうに思っているんですけれども、入居者の皆さんは、いやいやそうじゃないと、こうおっしゃっておられるわけなんですな。

先ほどこの14日というのは、ごくごく最近にこういうのが出てきたわけなんですけれども、ここの2ページ目の上の方で、こういうことを認めてくれたらいいんですよという言い方の書き方をされております。これは初めてこの14日に私どもがちょうだいした分でございますから、中身についてまだ十分検討しておりませんけれども、「リンクしない」というのはもちろんここに書いておりますのと同じことだというように思います。

あと、さっきちょっと私も急な話でございましたのであれやったんです

が、この「しかし」以降ですね。これの解釈がいろんな解釈の仕方があるのではないかという思いも出てきたものですから、これは私らの言っているこれとまた全く別の意味なのか、あるいはほとんど似通ったものなのか、これはちょっと確認をしないと私どもも最終的にこれでいいというところまでは至っていないと。ですから、この辺の解釈については確認をする必要があるということを申し上げたわけでございます。

議長（薮野 勤君） 林君。

2 2 番（林 治君） それで、今の供託されてる分は旧家賃だと。それじゃ新家賃についての請求もしたわけですね。それはしてるんですか。したんですか。それはいつごろしたんですか。

議長（薮野 勤君） 伊藤建築課長。

事業部建築課長（伊藤 操君） 当然その月の家賃につきましては、翌月の早い時期ですけども、その段階で納付書を届けております。当然請求はしております。

以上です。

議長（薮野 勤君） 林君。

2 2 番（林 治君） 一たん供託をした後、新家賃の分ですね、出されたと。若干の事務上のずれがそこに存在はしてると思うんです。簡単になかなか家賃のことですから、住民の入居者の側からはそういうことはやりづらい問題が法律上も——法律上というんですか、対応上あると思うんですけども、ここのところは弁護士さんにでも聞かんと私もわかりませんから、そこに一応事実関係だけ確認しておきたい。

それから、ちょっと4行のところの「協議と関連するものでない」という、その協議という意味についてもいろいろ問題も残るでしょうし、円満解決の円満の解釈の仕方とかいうこともあると思うんです。そこらは市長も言われてると思うんで、私はもし市長の側に今そういうふうに確かめたい、確認をしたい、いわゆる住民の皆さんの意向を確認したいというんであれば、私は先ほどから小山議員、島原議員の議論を受けて、嶋本議員や巴里議員からも提案のあった問題について市長がそう言われてるわけですから、住民の側とその点の確認をしたい、文言の調整ができるものであれば——そうですね、市長、調整できるものであれば調整をしたいと、こういうことでしょう。それであれば私は議長、これは議案の審議を……。

議長（藪野 勤君） ちょっと林議員に申し上げます。今の市長がその調整に応じるとかいうことの発言は私はなかったように思います。ちょっと確認をしてみたいと思います。

向井市長、ただいまの林議員の発言の中に、市長がそれを確認しておられると。向井市長。

市長（向井通彦君） この間一般質問のときから御答弁申し上げておりますように、この家賃問題については基本的にそう天と地ほどの差はないというふうに思っております。ですから、我々も可能な限り案として書けるところまで書いたということでございます。

この14日に出てきた文書というのは、今までとは若干違う、入居者の皆さんの言われてたことと、この今14日付で出てきた文書というのはちょっと、我々が以前話し合っていた文言と違う内容というふうに思います。ですから、もしこの後の「しかし万一」というあたりの理由を聞いてみて、我々の方とそんなに差がないというのであれば調整は可能かなというふうに思います。しかし、全く違うというのであれば、それは無理だということになるんですけども、これはちょっと確認をする必要があるのではないかとということを申し上げてるわけです。

議長（藪野 勤君） 林君。

2番（林 治君） 私、質疑というよりも、議事進行の関係も含めてですが、皆さんから声があるように市長が確認をしたいと。市長も何も住民の皆さんを相手に、個人的にいろいろやるんなら自分の金でやるんで、これは市民の税金でやる提訴ですからね、やっぱり私はその点ではできるだけ話し合いの場がつかれるものならつくってですね。市長として努力した文書だといって、そらいろいろ努力したんか知りませんが、僕らから見ても今この文書は、もう少し何らかの余地のないものとして明快にすべきところは明快にするというところがね。

もちろん今建てかえ、いや払い下げというのは、建てかえは後なんですよ。払い下げがずっと存在してたんですから。だから今、行政の側から建てかえと言うていったわけですから、そのことでは普通、私も入居者の皆さんの立場に立てば、今家賃の値上げを言われてそのまま払うたらそうなるなと思いますから、そこの点は絶対リンクないということについての市長の責任を明確にすることをしないと、私はなかなか大変だと思いますし

ね。個人的に意見を言えば。

だから、その点も含めて市長が、私は市長にああせえこうせえと言うんじゃないですが、そういう協議をぜひとも私はしていただきたいと思うし、その協議のできる時間の余裕をできたら議長の方で計らって、皆さん言われてるわけですから、ぜひともお願いしたいと思うんですが、その点、議長、お計らいできませんか。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 私の質問から少しこういう事態になっとるんですが、市長ね、やっぱり議案出して、ふらふらした説明してもらったら困りますよ。議案出して、またそういうことで。だからあなたが議案を出しながら、またふらふらして、一遍この議案を戻して話し合いしましょうかと、そして新たな議案を出しかえましょうかとか、こんな議論にするのなら大変不見識ですよ、これはね。

だから、我々が判断するのは、あなたのそういう答弁を含めて判断したいんですけど、議長が言われたように、再三2回もこのまま議事を進めたいと言っとるんですから、これは別に議会の判断によって市民を提訴するかどうかと決まるわけですから、別に決まっとるわけじゃないんですからね。やっぱり今の市長のそういう対応も含めて議会が判断をするわけですから、そういう形で進めていただきたいと思うんですね。

これ、また何か最終本会議に持っていけとか、そんなことは議会の権威とか、市民も来とる中でこんなあやふやな審議というのは私はないと思いますよ。議長、その点をきちっと明確にしてください。

議長（薮野 勤君） ただいまの小山君の議事進行についての発言でございますが、再三申し上げておりますが、この提案されました家賃の支払いの調停でございますので、そのことにお絞りいただいて、今払い下げとリンクするしないという問題は、ここで1つの経過の中での論議でございます。ただ、この議案についての、先ほども話が出ておりますように、島原議員の発言の中でも最終的な政治判断を必要とする段階にも至っておるということの発言の中で、市長がそれに対しての答弁をいたしておりますので、この議案を審議続行してまいりますので、これについての質疑を行います。林議員、もう3度でございますので。

2 2 番（林 治君） だからそこなんですよ。3度とかね、いろんな議案では何度もやってる議案もあるんですよ。ましてやこれだけの大問題をね、私はそういうふうに決めつけずにですね。私も幾つもやるつもりはありません。ただ、今皆さんからいろいろ議事進行で出された、せめて私はそれなら例えば一たん休憩とってでもやるべきだと思うんです。

というのは、住民の皆さんからも我々がそのこと、要求ですね、リンクしないんだということを明快に市長のそういう文書というんですか、そのことがあれば直ちに新家賃支払いに応ずると、その都度答えてきたと、こう書いてるんですよ。この文書でそう書いてるんですから、だから今この議案はその家賃を払ってもらうための議案ですから、僕はその点で市長もその文言が住民の皆さんとの間で、いま一度市長自身が聞いてみたいと言われてる余裕を議会が理事者の側にとってあげるとというのは、僕はやっぱりそれはそれなりに必要なことだと思いますよ。僕はそう思うんですよ。

それは余り議会でね、議案というのは生きてる議案ですからね、やっぱり政治というのは生きてるし、市民がここで生活してるわけですから、私はそれはそれで必要だと思いますよ。

〔嶋本五男君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 嶋本君。

2 6 番（嶋本五男君） 今までにも提案されても審議にたえられないときとか、新たに別の問題が出てきましたら、その議案については一たん休憩をして、諮って、それをどうするかということを決めていってるわけですよ。何でもかんでも、こんなん否決したからといって、可決したからといって問題が解決になるわけじゃないんですよ。問題は解決するわけなんですからね。

だから、議案出したら絶対引けんというもんじゃないですよ。それは審議の内容によって変わってくるからこそ、この議案をどうするかという問題になるんで、いわゆる合意ができるならば議案を下げたらいいんですよ。何もわざわざ可や否やというようなこと言わんでもね。

だから、それで一たん休憩をとってやってもらったらどうですかと、こう言ってるわけですからね。それは議長の判断ですから言いませんけれども、そういう意味では議案は取り下げられないということではないんで、これだけは勘違いしてもらったら困ると思います。

議長（藪野 勤君） 暫時休憩いたします。

午後 5 時 8 分 休憩

午後 6 時 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林君。

2 2 番（林 治君） もう質疑は特別にありません。一言経過についてお話しさせていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 休憩中に住宅の方々と、申し入れ書の代表でありますところの上月さんとあとお二方と、市長、助役、正副議長とで調整を行いまして、この文書上の問題をどう決着するのかということでしたが、双方の主張がやはりこの中で合意に達するということではなかったので、これの質疑を続行ということではいたしてまいります。

質疑はございませんか。———以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———林君。

2 2 番（林 治君） それでは、議案第 1 2 号、市営住宅家賃支払請求に関する調停の申立てについての議案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

既に質疑の中で私も明らかにいたしました。平成 9 年度の決算でもたくさんの方の家賃の滞納があります。そうした中で 6 1 名の方の家賃が未納になっているということだけで、ここでこうした提訴に市が踏み切るということについては、私は納得のいかないものであります。

また、今市税収入の面でも空港関係の市税を除けば 7 8 % というような今の事態であります。私は、市長がこういう家賃の問題で裁判にまで持っていこうというのであれば、もう少し全体のことを見てやるべきであります。住民を相手にこのような権力的なことでこれを取り立ててやっっていこうということについては、反対であります。

なお、住宅の問題については歴史的な経過もあり、十分な話し合いが必要だと思いますので、そのことを申し述べて反対の討論といたします。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2 番（小山広明君） 議案第 1 2 号に反対の立場で討論させていただきます。

長い懸案の行政が責任を持って払い下げをする、その間は家賃を値上げ

しませんというこのリンクされた問題について、泉南市は値上げをしたわけであり、住民、入居者の不安は当然であり、リンクしないことを強く明確に求めたわけであり、市の方はそのことにも耳を貸すことなく、十分な協議もせず、市の責任を放棄したような、このような対応は絶対許されることではありません。議会としても、このような市の不手際を棚に上げた、入居者だけに責任を追及するようなあり方については、ぜひ反対をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（藪野 勤君） 他にございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立少数であります。よって議案第 12 号は、否決することに決しました。

次に、日程第 8、議案第 13 号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第 13 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明を申し上げます。議案書 61 ページでございます。

泉南市と泉南市信達大苗代 62 番地、泉南一丘団地 12 棟 104 号河合利貢氏との間で、平成 10 年 9 月 22 日、泉南市信達 808 番地の 26 で発生した事故について、民法第 695 条に規定する和解をするので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故の概況でございますが、一丘中学校敷地内に植樹されている樹木のうち、立ち枯れ状態にあった松が、台風 7 号の強風により幹部分から折れ、

その一部が当該敷地に隣接する駐車場に駐車中の河合利貢氏の所有の車両上に落下したため、車両の外部及び内部が著しく損傷したものでございます。

和解の概要でございますが、本市が本件事故の損害賠償額として金176万3,850円の支払い義務のあることを認め、河合利貢氏に支払おうとするものでございます。

以上、簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第14号 平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第14号、平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げます。

平成10年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書の65ページをお開き願います。歳入歳出にそれぞれ3億7,925万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を

それぞれ192億4,259万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。
80ページをお開き願います。議会費から始まる各項目ごとにそれぞれ人件費の補正をいたしておりますが、これは人事異動等に伴う補正でございます。

次に、81ページの人事管理費の職員手当等のうち、退職手当5,420万9,000円につきましては、定年前早期退職予定者などに対する退職手当でございます。

次に、89ページをお開き願います。上段の老人福祉費の委託料のうち、介護保険電算システム開発委託料3,307万5,000円でございますが、これは平成12年度より実施されることになっております介護保険制度の運用に当たり、事務処理システムの基本部分を開発するための経費でございます。

また、同ページ、その下の扶助費1,690万円でございますが、特別養護老人ホームへの入所者が当初見込みよりもふえたことによる補正でございます。

引き続きまして、90ページの身体障害者福祉費の扶助費499万2,000円及び精神薄弱者福祉費の扶助費984万9,000円でございますが、これは措置対象者数の増加及び身障者日常生活用具給付件数がふえたことなどに伴います補正でございます。

次に、93ページ下段の民間保育所対策費の負担金補助及び交付金294万円でございますが、これは西信達保育園の大規模修繕工事に伴う補助金でございます。

次に、95ページをお開き願います。下段の予防対策費の403万8,000円でございますが、これは3種混合ワクチンなど乳幼児に対する予防接種対象年齢の引き下げにより、接種者数が増加したことに伴い、医師謝礼及び医薬材料費に不足が生じるため、補正を行うものでございます。

次に、97ページ下段から98ページ上段にかけての上水道費の投資及び出資金4,100万円でございますが、これは上水道事業の経営基盤の強化、資本費負担の軽減を図るため、一般会計から出資を行うものでございます。

次に、99ページ下段の溜池改修事業費の工事請負費1,628万円でご

ざいますが、これは海営宮池の堤体が浸食され、漏水の原因となっているため、この改修に要する工事費でございます。

次に、101ページをお開き願います。上段の道路維持費の工事請負費200万円でございますが、これはさきの台風により被害を受けた道路施設の復旧経費でございます。

次に、105ページをお開き願います。中段の教育振興費の扶助費320万円でございますが、これは就学援助費認定者数が当初見込みよりふえたことに伴います補正でございます。

引き続きまして、同じページ下段から106ページ上段の学校給食センター費の需用費のうち、消耗品費97万8,000円でございますが、これは現在使用しております給食用はしにつきましてはポリカーボネート製のため、木製のはしに取りかえるための経費でございます。また、修繕料315万円につきましては、食缶消毒保管庫のシャフト取りかえなど厨房設備等の修繕費でございます。

次に、同じページ中段の学校施設整備費の工事請負費300万円及び少し飛びますが、110ページ中段の市民体育館費の工事請負費350万円でございますが、いずれも台風7号により西信達中学校のグラウンドのフェンス及び市民体育館の窓枠、ブラインドがそれぞれ破損したことに伴い、その改修に要する経費でございます。

引き続きまして、110ページ下段から111ページ上段にかけての返還金の償還金利子及び割引料8,519万2,000円でございますが、これは平成9年度の生活保護費などの国庫負担金及び補助金の額が確定したことに伴います返還金でございます。

次に、お手数ですが、72ページにお戻り願います。第2表で地方債の追加補正を、73ページに変更をそれぞれお願いをいたしております。

また、歳入につきましては75ページから79ページに記載のとおりでございますが、このうち75ページの市民税3億3,980万円の減額でございますが、これは平成10年度の特別減税に伴います減収見込額でございます。なお、当減税に係る減収額を埋めるための措置として、市税と同様、一般財源として使用できる地方債の発行が認められておりますので、79ページに減税補てん債として同額を計上いたしております。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承

認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（薮野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——北出君。

2 1 番（北出寧啓君） 補正予算の関係で項目 1 点だけ、教育費に関して質問させていただきたいと思います。

まず第 1 に、投資的経費ですね。最初の骨格予算のときは 0.9 % ぐらいだったと思うんですけども、この補正予算を含めて、予算枠で教育費に関する投資的経費は何 % ぐらいになっているのか。

それと、106 ページの幼稚園費ですけれども、これが今回 817 万ですか増額されて、見ると人件費が主になっているわけですけれども、幼稚園費の教育費全体に占める割合及び幼稚園費が 1 人当たりにかかる費用が今泉南市でどの程度になっているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（薮野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育予算の投資的経費の件でお答え申し上げます。

平成 10 年度当初予算におきましては、投資的経費が 0.1 でございました。しかしながら、補正をいただきましたことによりまして、前年度並みというふうになってございます。

続きまして、幼稚園費の関係でございますが、占める割合といたしましては 87.0 でございます。

〔北出寧啓君「占める割合って、前後をもっと明確に言ってもらわないと」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 北出君。

2 1 番（北出寧啓君） 幼稚園費、今回人件費ふえておりますよね。比率ということも申しましたけど、端的にお伺いしたいのは、この人件費含めて、総予算の中で、これ計算すると泉南市の幼稚園児 1 人当たりに対してどれぐらいの幼稚園費がかかっているかということ計算されていると思いますので、その点をお聞きしたということです。

もう少し重ねておきますけれども、最初のお答えで前年度並みということが申されておりまして、これ、平成 9 年度決算審査意見書で和気監査委員を含めて、学校施設の荒廃は教育の空白につながるという考え方から施

設の改善を図りたいというふうにお書きになっていらっしゃると思います。

前年度と変わらないということはどういうことかと申しますと、私の方から申しますと、人件費が通常、府とか市で3割ないし4割なんですよね。ところが、泉南市の場合は60%、正確に言いますと、国が人件費の占める割合は6割、都道府県が8割、これは人件費を相当負担してるからなんですけど、市町村では普通人件費は3割弱なんです。ところが、本市の場合は6割近く人件費にかかっているということは、逆に言えば、普通建設事業費ですね、校舎改善とか、そういうことにほとんど予算投下されていないと。

通常、教育予算の普通建設事業費に占める割合は4割弱なんです。ところが、本市の場合は1.9%なんです。ということは平均値の20分の1ぐらいなんです。この辺の、私、中学校にちょっとかかわらせていただきまして、学校の荒廃も非常に深刻だなと思います。それが直接普通建設事業費にかかるとは考えませんが、しかし余りにも低額であるということはどうお考えなのかを含めて、もう一度答弁していただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 説明不足で申しわけございません。

幼稚園経費の関係でございますが、園児1人当たり106万9,644円となっております。人件費の率が87.0%という内容でございます。この内容からいいますと私どもとしては非常に十分じゃないなというように思っております。教育費予算をできるだけ十分確保できますよう努力してまいりたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） だから、私指摘させていただいた問題は2つございまして、教育費に占める施設整備費の割合が余りにも過小であるということと今後どう考えられているのかと。財政危機でございますので、いろんな削減がございしますが、例えば土木建設、事業部、下水道部等はやっぱり数十億という予算投下をしております。にもかかわらず学校施設に関しては余りにも極端に低いわけですね。この辺を全体の予算編成の枠組みで、来年度のことでもございしますが、その辺をどうお考えになっていらっしゃるのか。市長部局の方からもできたらお答えいただきたいと

思います。

それで、ちなみに幼稚園児の経費は大阪府平均が大体70万余りでございますから、泉南市は約30万余り多いということが、幼稚園費の費用全体は教育予算は少ないわけですけれども、幼稚園費用、特にこれが極端に多いという問題もございまして、それは統廃合も含めた問題にもかかわると思います。

これが1つと、今言いましたように学校施設費等に関して監査委員の指摘もございましたように、やっぱり学校施設の荒廃というのは教育の荒廃につながるという立場で、改めて当局の考え方をお示し願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 来年度の予算編成の基本的な考えということでございますが、現在各原課等のヒアリングを行ってる段階でございます。その中で、いろいろと教育についてはこの議会でも御論議をいただいとるところでございます。そういう点を踏まえまして、我々といたしましては検討してまいりたいと思ってるところでございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ちょっと総務部長、最後の大事な決意表明というか、その辺が全然聞こえなかったんですよ。ごちゃごちゃとなっちゃって。ちょっともう一度。

それと、はっきり言いまして、さっき申しました1.9%か前後ですね。ところが、普通建設事業費というのは普通、市町村で3割弱あるわけですよ。この辺の私の指摘が間違っているならおっしゃっていただいて結構ですし、この辺はどのようにお考えなのか、もう一度お願いいたします。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 失礼いたしました。来年度の予算編成は現在各課のヒアリングを行っている段階でございますので、今結論的なことは申せませんが、現在いろいろとこの議会でも論議されてる中で、教育の重要性ということも十分認識しているところでございますが、来年度の予算につきましては、特に今の経済状況の中でかなり緊縮型の予算を組まざるを得ないという実情もございます。その中ではございますけれども、学校関係、教育の施設の今の状況等も十分わかってございますので、ある面では重点

的な配分等も含めたことも考えざるを得ないのではないかと思っておりますが、全般的な重点的に教育予算に配分していくということは、今の状況ではなかなかお約束できない部分もあることを御承知願いたいと思います。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 繰り返しは避けたいと思うんですけれども、本市の場合2%弱という普通建設事業費ですね。例えば、埋蔵文化財センターとか建てたときは、教育の枠組みにありますので、非常にバーンと上がっちゃうわけなんですけれども、だから簡単には普通建設事業費4割ということは、細かい内容を検討しなければわからないんですけれども、余りにもちょっと低いんじゃないかと。これの4割という平準値じゃなくて、せめて1割、今の5倍ぐらいに教育施設費を投下すべきじゃないかというふうに考えております。ちょっと最後、市長、一言だけお願いできますか。この間も教育を冒頭におっしゃってましたし、よろしくをお願いします。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 学校施設の場合、何か大きな大規模改修とか新築をやりますとボンと上がりますので、なかなか過去の平準がどの程度かというのは非常に見にくいんですけれども、来年度につきましてはなかなか厳しい財政の中ではございますが、一般質問でもお答えしましたように、教育、それから福祉、環境、このあたりに力点を置きたいというふうに思っております。

ただ、教育の細かい小さな修繕といいますか、そういうものはほんとに純単、ほんとの単独の一般財源充当、起債もきかないという部分がございますので、非常につらいところなんです。下水道なんかやりますと補助がつき、起債もつきということで全体が膨らむんですけれども、全くの単独の一般財源という部分になりますので、非常に厳しい面があるかというふうに思いますが、御指摘いただいておりますように、考え方としては先ほど申し上げた3点に力点を置いて組みたいという考えを持っております。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） おっしゃること、よくわかります。ただ、補助事業比率が7.6で、単独事業比率の市町村平均が16.2%でございますから、

よろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わらせていただきます。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 時間も大分たってますから1点だけの質問と、それから意見を1点申し述べたいと思いますが、1つはこの93ページの中に、先ほど提案理由の説明の中では民間保育所大規模改修補助金と。本市の場合294万円の補助金が出るようになってるわけでありましたが、もっと具体的に、これは西信達保育園だというふうに説明いただいたわけですが、大規模というて書いてるんですが、大規模というのはどこまでが大規模なのかですね。例えばトイレの改修でも大規模なのか。そこらあたりもっと、恐縮ですけれども、内容等について御答弁いただきたいのと、この事業にかかわる国・府の補助の状況というのは一体どないなってるんかと。泉南市が294万円の補助というんですが、その積算根拠はどういうことになってるのか。これが1点です。

もう1つは、先ほど申し上げましたお願ひなんですけど、事業部の所管に属するんじゃないかと思うんですが、市民の間から今たくさん街灯等が建てられまして、防犯灯といいますか、これは事業部に属するか民生の所管に属するか、ちょっと私もわかりませんが、もう中には非常に老朽化してる防犯灯もあると。さびがいたり、美観からしても非常に問題があるところも多いようでございますが、これらの改修も逐次してあげないと、玄関の前にあったのが腐って落ちたりしますと大変住民にも迷惑がかかるわけですし、その方法論について一回考えていただきたいなと思います。

それと、また自分とこの前の道路のことを言うて恐縮なんですけども、あそこへ五、六年前に、共産党の林議員には大分嫌みを言われたんですが、大金入れて道路つくって猫の子1匹通るかというふうな、そこまで極端に言いませんけども、あそこだけ何で大金入れるんだというふうな言い方をされたと思うんですが、今は決して猫どころか犬も何も通らんくらいの車が通行しましてですね。私とこの前からりんくうタウンまで一直線ですから、そこを最近お年寄りなり若い人なり奥さん方なりが朝晩散歩してるんですわ。そしたらあそこに街灯1本ないわけですよ。私の下から臨海の道路まで。

ですから、これも前々からお願ひをしておるんですけども、夜、私の家

内なんぞは襲われることないでしょうけども、夜になるとどんな顔してるんやら、表情だけ見てそういう危険性もありますので、ぜひひとつ、全部が全部建てると言たってむちゃですけども、ところどころにやっぱり防犯灯みたいなものを建ててあげないとどうかなというような感じがします。事業部長、賢明な行政マンですから、そういうことは私が言わなくてもわかってると思いますが、その点よろしくお願いします。

議長（薮野 勤君） 津野児童福祉課長。

健康福祉部次長兼児童福祉課長（津野和也君） 93ページの民間保育所の件にお答えいたします。

どの辺から大規模かという御質問でございますが、国庫補助の申請をいたしますときには、改修工事につきましては皆大規模改修ということになっておりまして、その改修部分については各園の希望に基づく金額ということになっております。

そして、今回国庫補助の方に西信達保育園が上げましたのは、国庫補助の基本額というのが2,352万円の額でございます。そして、そのうち国が2分の1を見ていただきまして、1,176万円でございます。そして、府が4分の1で588万円でございます。そして、一般的に残りの4分の1を設置をしております民間保育所なり市の補助金という形で対応させていただいております。

そのうちの現実に4分の1の部分につきまして、他市の状況等を聞いた結果、堺市以南でございますが、ほとんどのところが民間保育所の拠出分の2分の1に当たる部分をおおむね補助金として出しておりますので、そういうことで今回予算計上させていただいたということでございます。

それで、民間保育所の方が市と同じ294万を自己資金として出していただきまして、市も294万円ということを出しております。ですから、一応割合でいきますと、国が2分の1、府が4分の1、民間保育所が8分の1、泉南市の補助金が8分の1というところでございます。

以上でございます。

〔島原正嗣君「結構です。事業部の方で何かあったら」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 街路灯の維持管理は事業部で所管をしておるところでございます。毎年一括して効果的な補修、また新設も行っておるわけ

でございます、せんだってもしわゆる発注を行ったわけでございます。
今後とも公平な公僕として、平等に市民に密着した事業でございますので、
心がけていきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 民間保育所の場合はわかりましたけれども、これは
どんな、すべて例えば1,000円の工事でも、1,000円のは補助金つき
ませんけども、大体100万なら100万単位を大規模改修と呼んでるの
か、御答弁いただきましたように補助金の範囲内のすべてが大規模と、こ
ういう解釈でよろしいですね。補助金のつく部分はすべて、小規模であっ
ても大規模だと、こういうことですね。

それと、山内部長、今純粋な公僕としてと、こういう——公僕と言うて
も公の僕なのか、山の山木なのかちょっとわかりませんが、私たち議員も
非公務員みたいなものですが、公僕の1人です。市民の苦情はすべて議員
さんに、中には月給泥棒する議員さんやと、こういうふうに私も言われた
ことがありますけれども、決して泥棒はしておりませんが、いろんなこと
で相談を受けるわけでありますが、ぜひひとつ迅速に対応してほしいなど。
そら原課の方も予算の関係がありますから、言ってきた件数を全部処理す
るということは大変不可能なことは私もわかっておりますが、岡中は比較
的明るい町でございます、防犯灯要らんかと思いますが、特に岡田の檜
井川沿いなんかは痴漢等も出てるようでございますので、後ろから見たら
襲うていいかわからん、前から見るとびっくりするというような感じもあ
りますので、防犯のためにもぜひひとつよろしく願いしておきます。

議長（藪野 勤君） 津野児童福祉課長。

健康福祉部次長兼児童福祉課長（津野和也君） 民間保育所の件についてお
答え申し上げます。

大体この補助金につきましては、前年度に府を経由しまして厚生省の方
に上げるわけですが、そのときには大規模改修ということで皆上げており
ます。大体予定金額をこれぐらいですということで上げておりまして、金
額が何ぼからということはないと感じております。一応皆上げて
おりますのは大規模改修ということで、大体おおむね1,000万以上ぐら
いの金額を上げてるところが多いわけです。

それで、今回西信で改修工事をさせていただきます部分につきましては、

屋上の防水工事、それに壁の吹きつけ等の部分でおおむねこの2,300万の予定金額になっておるということでございます。

議長（藪野 勤君） 他にございませんか。———林君。

22番（林 治君） 時間も時間ですので、簡潔にしたいと思います。

空港対策費も載っておるんですが、空港のことではけさの新聞にも載っておりますですね。きのう府議会の総務常任委員会で議論があって、実はきょうも総務常任委員会で知事が泉南市の土取りのことで発言をされているようですが、市長、これはこの間からの議論もあったんですが、議会が終わってからいずれ近く話があるだろうということなんでね、そういうことなんですが、これについてはどんな話があるんですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、府議会の総務常任委員会できのうときょうですか、議論があったというふうに聞いておまして、けさ一部産経と赤旗ですか、毎日も若干載ったようですが、載っておりましたので、私といたしまして、けさ一番に大阪府に対しまして抗議をいたしました。それはそういう報道があったということに対してということですね。

ですから、この前一般質問でもお答えしましたように、私どもは近々大阪府からこの土砂採取の問題について協議があるというふうに考えております。

それから、府の方の総務常任委員会でのやりとりにつきましては、大阪府の方からお聞きをいたしましたところ、いろいろ課題はあります。課題はありますが、今後泉南市と協議をしないと、こういうふうに答弁といたしますかやりとりがあったというふうに聞いているところでございますので、近い時期にこの問題について何らかの大阪府からの話があるというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） それでは、私は土取りなんか余りせん方がいいと思って、自然破壊はやめとくべきだと思うんですが、市のいわゆる墓地問題がありますね。墓地のところは、今答弁をお聞きすると、大体あの墓地のところの山を造成すると。保安林でないところ、特殊林地と、こうなるんですけども、特殊林地というのはちょうど信達郷共有林野組合の、しかも樽井地区の管理地なんでね。そこから取るのかなあと、これはそういうふ

うになりますね。

前に、これまでの議論の中で、あこで100万立米ぐらいというふうな計算をしてるといようなことをちらっと聞いたことあるんですが、実際市長は年間、3年で埋め立てするから、せいぜいいうても1年間ぐらいだろうと。そしたら府議会では38万立米と言うてるんですよ、取るとすれば。それ以上は泉南市から、例えばピーク時だということであったとしてもそれ以上は取らないんですね。そのピーク時で30万から40万と言われたことと、府議会ではきのうもきちっと38万立米と言うてるんですよ、取る場合としたら。それ以外の場所で泉南市からもっと取るのか。それだけなのか。ちょっとそこのとこだけ。それと、絶対間違いなく大阪府に責任持って取ってもらうということに市長は考えておるんですかね。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その38万立米というのは、この前たしか上山議員さんの一般質問に樋口参与が市の方で1年間でざっと、トラック輸送という物理的なことからいいますと、それぐらいが限界だろうというふうにお示しをした数字でございまして、府の方の数字とか府の方ではじいてる単価というのは我々今聞いておりません。この産経に載った部分というのは、同市はということで、この間の一般質問の中でお答えした範囲内で書かれているのかなというふうに思っております。

それから、例えば墓地公園付近ということであれば、土砂搬出、若干あるという計画を今のところいたしております。ただ、そこから必ず取るかというのは、これはまだ府の方からお聞きをしておりませんのでわかりませんが、取るとした場合あの付近しかないのかなと。いろんな法規制の範囲、あるいは跡地利用の目的があって、しかも比較的海までの距離が近いという、そして幹線道路ということからしますと、その付近かなというのが我々の検討した中の考えでございまして。

おっしゃってる部分が樽井の山になるんか牧野になるんか、その辺まではまだ調査しておりませんのでわかりませんが、墓地公園のエリアというのは位井池の上池周辺を想定をいたしておりますから、その付近を想定にしているということでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） それで、市長、私のお聞きしたのは、その土地の部

分で墓地のことだと今市長が認められたんで、その場所についてはどこがどうかと、牧野か樽井かとかいうようなことは、それは私の方がむしろよくわかってるんですわ。今その議論はいいんですよ。

ここの墓地の場所だけなのか、この1年間は30万から40万、いわゆるその38万で、土取りはそれだけなんだというのかね、そのところを今さっき質問したんですよ。いや違うと。ここで取れるのは大体38万ぐらいから、まだほかでも泉南市内で取るんだというのか、そこをちょっと聞いてるんですよ。それで、それは絶対そういう約束は知事との間で間違いなくできてるかということです。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 検討の段階で候補地としては何カ所か考えましたけれども、道路がないとか、あるいは非常に距離が遠いとか、それと跡地目的がはっきりしていない現在、そういうところからはなかなか理屈が立たんのではないかということで、この前お示ししたのはその墓地公園周辺を1つの想定として考えた。ピーク時というのは大体1年ぐらいだろうという、1年以内というふうに想定してるんですけども、仮に1年とすると物理的に30万立米から40万立米ぐらいであろうということでございますので、その他と合わせてというのは今のところ考えられないというふうに思います。

それから、府の方につきましても、当然検討していただいとると思いますが、さっき言いましたような法規制の範囲がいろいろたくさんございますから、ほぼ我々と同じところを想定していただいとるのではなかろうかというふうに思います。ただ、量的なものとか単価は、これは我々が積算するのと府がするのと若干違う可能性はありますけども、そういうことでございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

2番（林 治君） そうすると市長、単価のことなんですが、量はわかったんですが、2,500円で、岬で1,300円。土地造成会社は全部で2億5,000万立米、その中で1,000万立米ぐらい残して、あとは全部、今言うてる大阪府、それから和歌山県、兵庫県で手当てすると。あと1,000万ぐらい残るんですね。それを泉南市で全部取るのかなというふうに思ったので聞いたんです。そうでないと。このピーク時の38万と言われ

てる部分だけだという話ですね。

それで、単価が岬のが1,300円で、泉南が棧橋渡りで2,500円で、さらに棧橋だとか環境対策が要る。そういう点でいろいろ価格と環境問題で難しい課題があるというふうに、きょうも府議会で知事が答弁されてるようです。

あすになれば報道があっといういろいろわかると思うんですが、土地造成会社はまさかそんな倍ほどするような土地の値段のものを絶対買わないと思うんです。じゃどうするかと。大阪府がそれを穴埋めするんですかというふうに聞いたところ、知事の答弁は明確に大阪府としてはそんな穴埋めはしないと、こう言うてるんですよ。穴埋めしないと、じゃ泉南市が穴埋めするんかと。泉南市もそんな穴埋めできるような財政の事情でないし、私どももそんなことには絶対に承服できませんから、じゃ市長はこれは一体どうするんでしょうかね、そしたら。この価格の問題含めて。

それは協議しますといったって、大阪府は出さないときょう正式に総務常任委員会で表明したんですよ、知事自身が。穴埋めはしないと。造成会社もそんな値段で買わないことは明らかです。私は買うてくれというて今言うてるんじゃないです。だから、そんなむちゃくちゃなことを、無理なことを考えてること自身が、市長が文書を交わした交わしたといったって、そんな文書は紙切れ同然じゃないですか、ということなんですよ。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まだ府から正式に話はございませんのでわかりませんが、けれども、我々の考えは単価が幾らであれ、取りますという約束をしてるわけですね。ボリュームははっきり決めておりませんが。ですから、たとえば38万にしる40万にしる取るということであれば、その差額といいますか、それは当然取る側で段取りすべき話だというふうに理解をいたしております。泉南市が負担することはもちろんありませんし、そんなことする必要もないし、すべきではありませんからね。

ただ、ほかの問題、環境の問題とか、これはやはり一方では非常に大きな問題かというふうに思いますから、このあたりについては当然沿道の理解を得るといのが前提になってまいりますけども、そういう意味で大阪府も、我々もこの前から申し上げておりますように、特に単価面で非常に高くなるということが1つの大きなネックになるんじゃないかというふう

には考えております。府の方は府の方で、こういう同じようなシミュレーションを多分されてるのではないかというふうに思いますので、近い時期に来られるということでもありますから、それをお聞きをして、その内容を聞いてみないとどうなるんかというのはわかりません。今の段階では約束を守ってくださいと、こういうことでございます。

議長（薮野 勤君） 林君。

22番（林 治君） そうすると、市長、あれですね。今でさえ2,500円、運搬費含めた掘削の費用とでそのぐらいだと言って、棧橋つくったら環境対策せないかと。また大変ですよ、ダンプがどんどん通るようになると。今でも混雑してますからね。私はそういう点では大変なことになると、余り環境破壊をしない方がいいんじゃないかなと。

上野さんもさっきからいろいろ言われてますけども、あそこから土取りをして墓地にするというようなことを市長は考えておられて、そのことがほんとにそういう市民にとっていいのかどうかと、私は疑問に思いますが、そのことだけ言っておきたいと思います。

ただ、これ、公文書で交わしたものがややこしいことになって、わけわからんようなことになったらえらいことですし、これは即どういう話になるのか、またひとつ御報告いただきたいと思います。

議長（薮野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

〔和気 豊君「議長」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） この際、動議を提出したいと思います。

ただいま議題となっております議案第14号については、一部修正するとともに、これを議題とされんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

議長（薮野 勤君） ただいま和気 豊君から議案第14号については修正するとともに、これを議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議員提出議案第34号 議案第14号に対する修正動議を議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して、和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番（和気 豊君） ただいま議題に上りました議員提出議案第34号について、提案理由を申し述べたいと思います。

今お手元にあります配付されました修正動議の用紙の3枚目をおめくりいただきたいと思います。

平成10年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）の修正案でございます。12号議案との関連で当然のことであろうというふうに思いますが、まず歳出の点であります。総務費、諸費、訴訟費90万5,000円を削減をいたします。そして、当然歳入のところでも削減をしなければなりません。地方交付税から同じく90万5,000円を削減をし、トータルで補正予算分3億7,925万9,000円を3億7,835万4,000円とする、こういう提案でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

これより修正案に対する討論を行います。討論はありますか。———討論なしと認めます。

続いて、原案に対する討論を行います。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより議案第14号について、順次採決に入ります。

まず初めに、議案第14号に対する和気 豊君ほか12名から提出されました修正案について起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議案第14号に対する修正案については、可決されました。

次に、ただいま修正可決されました部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。ただいま修正可決されました修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議案第14号は、修正し

た部分を除くその他の部分につきましては、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る22日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る22日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。ありがとうございました。

午後7時3分 延会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長

藪野 勤

大阪府泉南市議会議員

東 重 弘

大阪府泉南市議会議員

松 原 義 樹